

第一期 新富町 自殺対策計画
～ 自分が自分らしく生活できる
誰も自殺に追い込まれることのない新富町を目指して ～

平成 31 年 3 月
宮崎県 新富町

誰も自殺に追い込まれることのない

自分が自分らしく生活できる新富町を目指して



近年、地域社会を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化が進行する中、核家族化の進行や地域の社会的つながりの希薄化などを背景に大きく変容しており、子どもの貧困や孤独死などの様々な社会問題が顕在化しています。

こうした中、我が国の自殺者数は、平成 10 年に初めて年間 3 万人を超え、平成 18 年の自殺対策基本法の制定以降は減少傾向にあるものの、依然として、毎年多くの尊い命が自殺により失われており、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法では、地方自治体に自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。

誰もが生涯を通して元気に、生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現は、私たち町民すべての願いです。

これまで町では、「自分のことを自分で認めて生きることができる環境づくり」「病気（心身）を持ちながらも働くことができる環境づくり」「多様性が認められる社会づくり」などに取り組んでまいりました。

この計画では、自殺に関する普及啓発に加え、そうした地域生活における「生きることの包括的な支援」も取り入れることで、真に住み心地のよい新富町の未来を築くことを目指しています。

自殺は、ともすれば「個人の問題」として、どこか他人事のように受け止められがちですが、その多くは、過労や生活困窮・育児・介護疲れ・いじめ・孤立など、誰もが身近に陥りうる様々な要因の連鎖による「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる社会的な問題」であると考えべきです。

今後、この計画に基づき、地域共生社会づくりなど、実践的で包括的な取組に地域が一体となって取り組むことで、「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」が実現するよう、町民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

新富町長 小嶋 崇嗣

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 新富町の自殺をめぐる現状

- 1 新富町における5つのポイント・・・・・・・・ P 4
- 2 統計データから見る新富町の自殺の現状・・ P 4
- 3 「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）結果
・・・・・・・・ P 6
- 4 支援が優先されるべき対象群・・・・・・・・ P 9

第3章 新富町の自殺対策の8本柱・・・・・・・・ P10

第4章 自殺対策の展開

- 1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化・・ P10
- 2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ P11
- 3 住民への啓発と周知・・・・・・・・ P12
- 4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ P14
- 5 児童生徒のSOSの出し方に対する支援の強化・・ P15
- 6 勤務者・経営者に対する支援の強化・・・・・・・・ P17
- 7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化・・ P19
- 8 その他、「生きる支援関連施策」の実施・・・・・・・・ P21

第5章 参考資料

- 1 自殺対策基本法（平成28年4月改正）・・・・・・・・ P23
- 2 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）・・ P28
- 3 「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）結果
・・・・・・・・ P29
- 4 ライフリンク「1000人調査」自殺危機経路・・・・・・・・ P38
- 5 生きる支援関連施策一覧・・・・・・・・ P39

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。そうした中、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、「自殺対策基本法」が改正されました。

また、平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺対策の基本方針として、以下の 5 点が掲げられています。

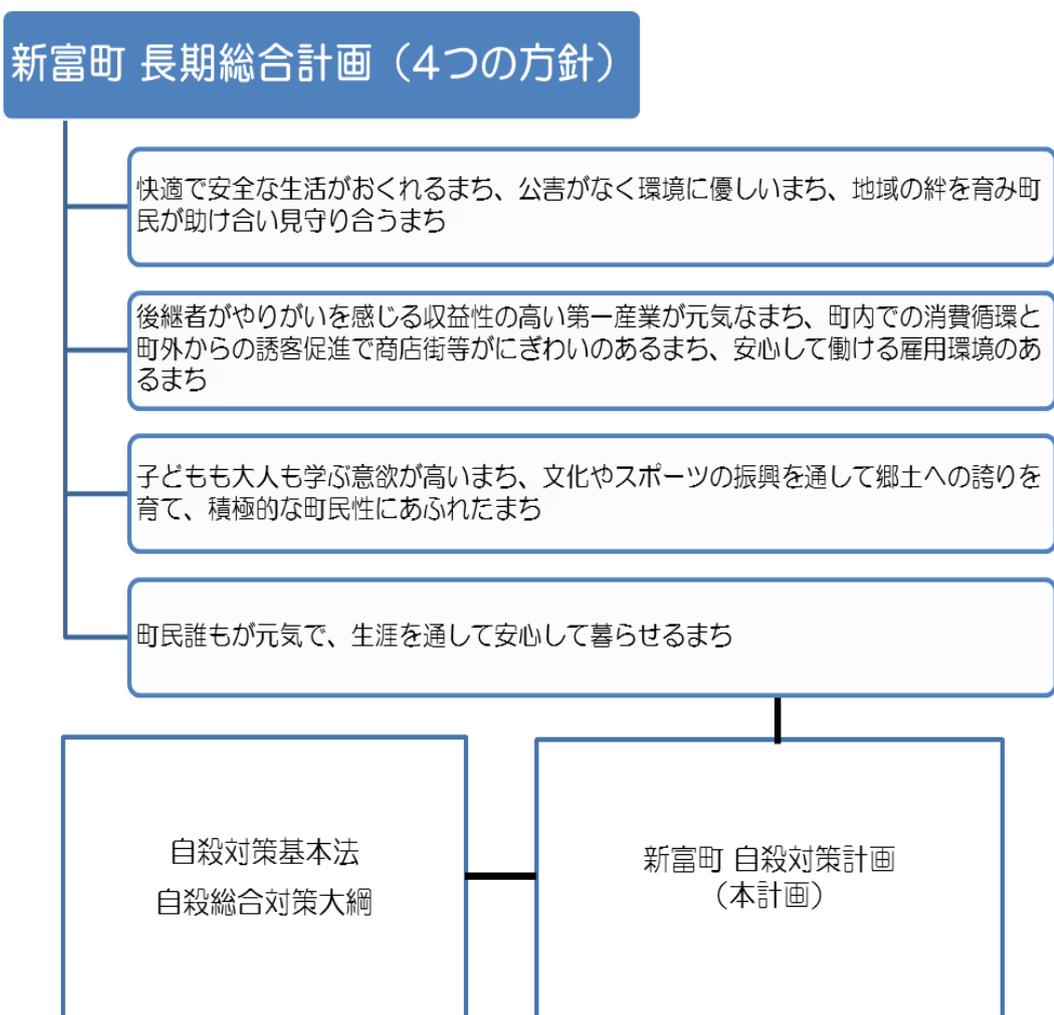
- 1) 生きることの包括的な支援としての推進
- 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4) 実践的と啓発を両輪として推進
- 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

改正された「自殺対策基本法」では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、第 13 条において、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。「市町村自殺対策計画」は、市町村における全事業の中から「生きることの包括的な支援」に関連する事業を全庁的な取組として総動員する、つまり既存の事業を最大限活かす形で策定されることとなり、市町村の「生きることの包括的支援（＝自殺対策）」を推進する力となります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労・生活困窮・育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連対策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。「生きることの包括的な支援」である自殺対策の原点は、住民の暮らしの場です。市町村は住民サービスを担う地方行政の実施主体として、都道府県と連携しながら総合的に、地域の自殺対策を推進することが求められます。

これらの背景を踏まえ新富町は、住民に最も身近な基礎自治体として、広報・啓発、相談支援等を始めとし、地域の特性に応じた自殺対策を推進していくため「新富町自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「誰もが自殺に追い込まれることのない自分が自分らしく生活できる新富町」を目指してまいります。

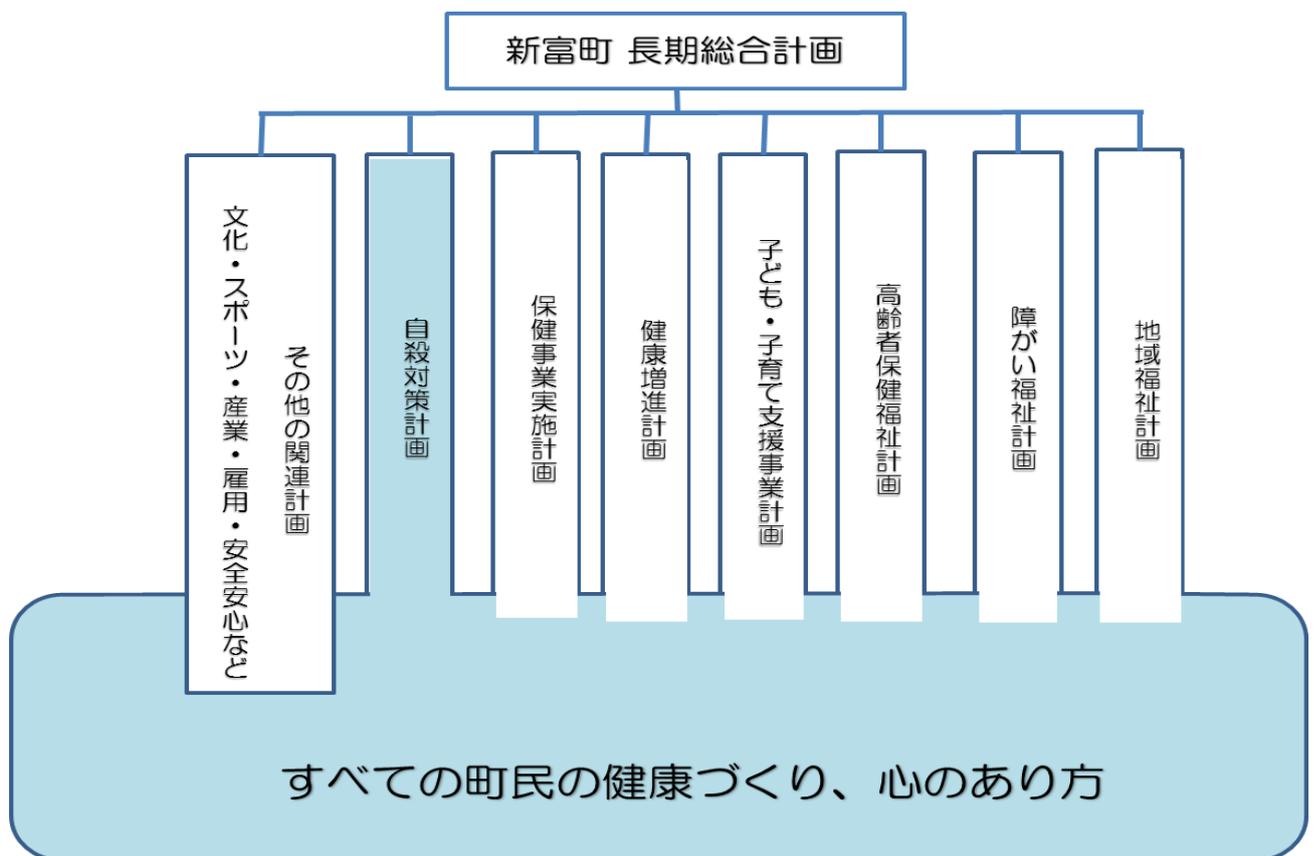
2 計画の位置づけ



本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を「第5次新富町 長期総合計画基本計画」における4つの方針のうち、「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」を目指す方針に位置づけます。

今回策定する「新富町 自殺対策計画」で重要なのは、各分野にわたる様々な施策を「自殺対策」という視点で見直し、強化し、相互のつながりを意識化することです。また、自殺対策として必要と思われる特化した施策はあらためて全体の計画の中で位置づけを明確にさせ、各分野別計画の施策と連動させていく必要があります。



3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年6月に初めて策定された後、平成20年10月の一部改正、平成24年8月の全体的な見直しを経て、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成29年7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した新たな自殺総合対策大綱「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。町の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「第一期新富町自殺対策計画」の推進期間を2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画の数値目標

「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「自分が自分らしく生活できる誰も自殺に追い込まれることのない新富町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。本町では、平成25年から平成29年において平均して毎年約3人が亡くなっているという状況から、第一期計画最終年度の2023年度までに、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

第 2 章 新富町の自殺をめぐる現状

1 新富町における 5 つ のポイント

町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」※1、ならびに自殺総合対策推進センター※2 が自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。（第2章2 統計データから見る新富町の自殺の現状）。

また、新富町健康増進計画（一次）の中間評価のため、こころの健康に関する町民の意識などの実態を把握することを目的とし、平成28年度に「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）を実施し、この調査結果を分析しました。（第5章3「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）結果）これらの分析結果から見てきた新富町の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の5つのポイントです。

▼5つのポイント

- 1) 町内における年間自殺者数は平均約3人であり、自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）は宮崎県の平均よりもやや低い。
- 2) 自殺者の約65%が有職者である。
- 3) 自殺者の約7割に同居人がいた。
- 4) 町民の約55%が「不満・悩み・苦労・ストレス」を抱えている。
- 5) 町民の約7割が相談窓口等を案内するリーフレット「こころの電話帳」や宮崎県民向け情報サイト「青Tネット」を見たことがない。

※1 自殺実態の分析にあたって・・・本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します）。

なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

1) 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2) 計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

※2 自殺総合対策推進センターとは・・・改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCA サイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

2 統計データから見る新富町の自殺の現状

- 1) 年間自殺者数は平均約3人。自殺死亡率は宮崎県よりも低い

平成25～29年の期間に自殺で亡くなった人の数は17人（年間平均約3人）です。自殺死亡率の5年間平均は18.7と、宮崎県の平均21.5、西都児湯医療圏の21.8よりも低い状態となっています。

★新富町の全般的な状況

	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地)	6	3	1	3	4	17	3.4
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	32.6	16.3	5.5	16.6	22.5	-	18.7
人口動態統計 自殺者数	4	3	1	3	4	15	3.0

★宮崎県の全般的な状況

	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地)	265	276	263	213	202	1219	243.8
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	23.2	24.2	23.2	18.9	18.0	-	21.5
人口動態統計 自殺者数	256	265	255	205	199	1180	236.0

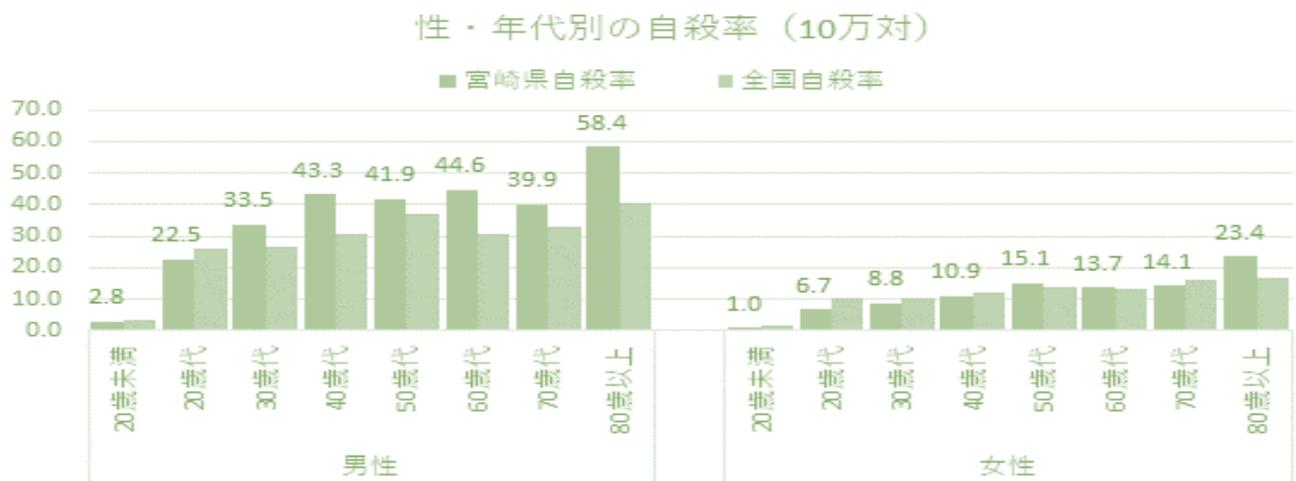
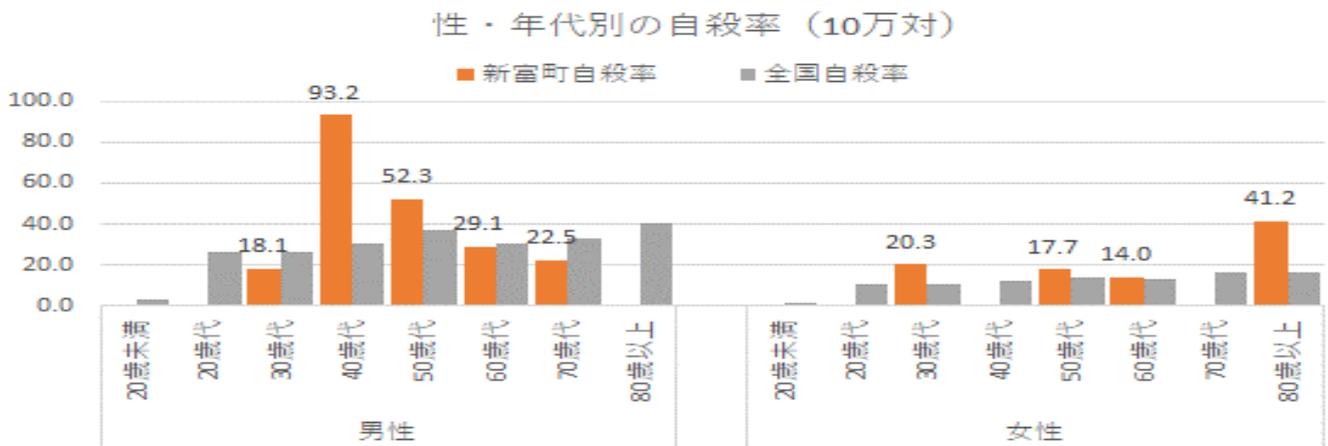
★西都児湯医療圏の全般的な状況

	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地)	21	33	22	16	23	115	23.0
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	19.6	30.8	20.8	15.3	22.2	-	21.8
人口動態統計 自殺者数	20	32	20	16	22	110	22.0

出典：自殺総合対策推進センター作成 地域自殺実態プロフィール

2) 男性では40歳代、女性では80歳代の自殺率が高い

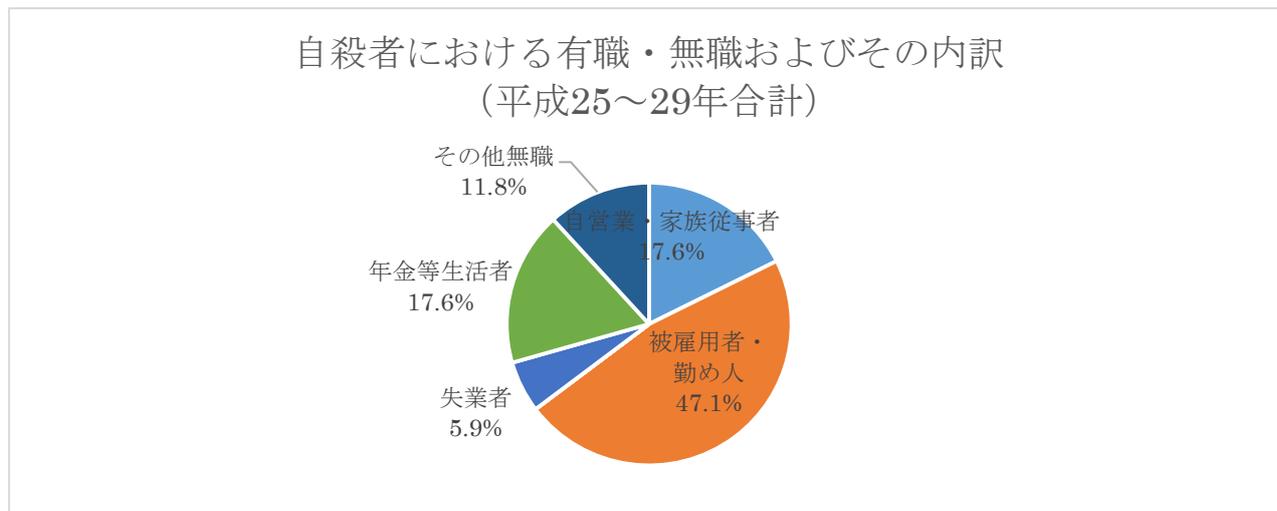
平成25～29年の期間に自殺で亡くなった人を年代別に見ると、男性では40歳代、女性では80歳以上の自殺率が高い状態です。20歳代未満の若年層の自殺者は、平成25～29年の期間にはいませんでした。



出典：自殺総合対策推進センター作成 地域自殺実態プロフィール

3) 自殺者の約65%が有職者である

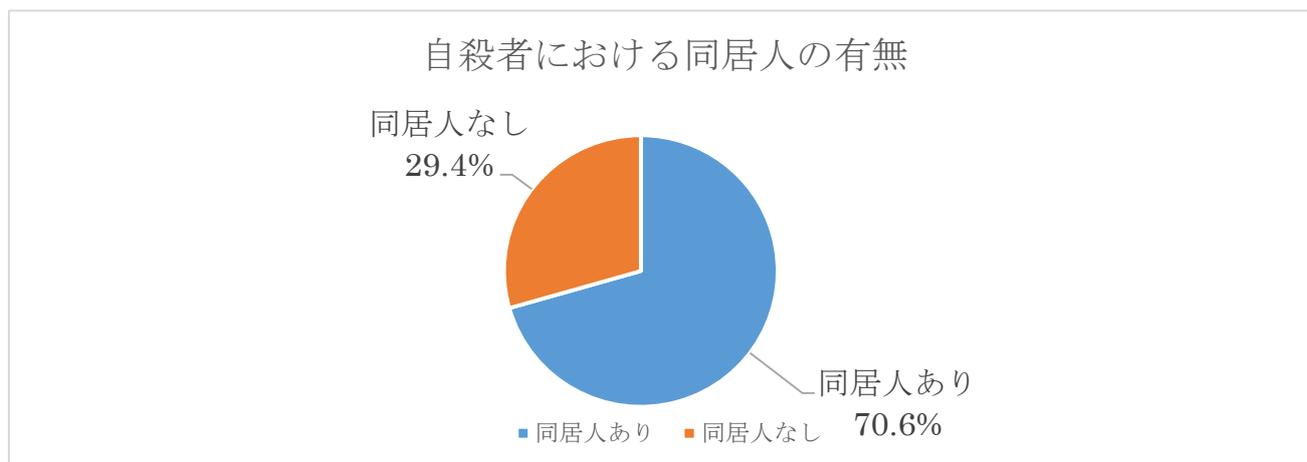
有職者・無職者の割合を見ると、平成25～29年の期間に自殺で亡くなった17人のうち、約65%は有職であり、無職者よりも有職者の割合が高くなっています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

4) 自殺者の約7割に同居人がいた

同居人の有無別で見ると、平成25～29年の期間に自殺で亡くなった17人のうち、同居人がいる人の割合が約71%でした。



出典：自殺総合対策推進センター作成 地域自殺実態プロフィール

3 「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）結果

新富町健康増進計画（一次）の中間評価のため、ここの健康に関する町民の実態を把握するため、町民を対象に平成28年度「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）（以下、こころのアンケート）を実施しました。

【方法】：郵送法（封筒による密封回収）

【期間】：平成29年1月～平成29年3月

【対象者】：住民から無作為に抽出した20～74歳の男女 1, 200名

【回答数】：552名 【回答率】：46.0%

【アンケート項目】：

1. あなたご自身のことについて
2. 悩みやストレスについて
3. 自殺やうつに関する意識について

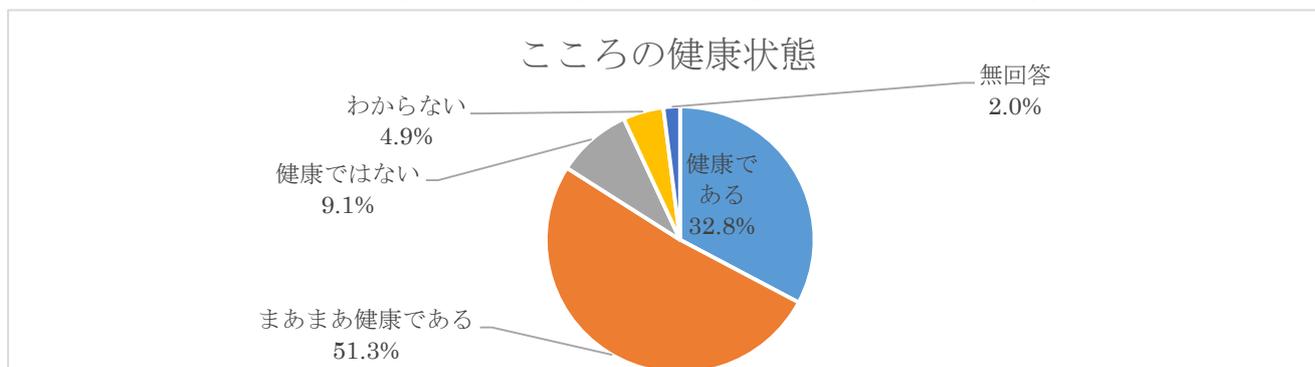
*アンケート項目に関しては、宮崎県が実施した「平成28年度 こころの健康に関する県民意識調査」を参考にしました。ただし、健康増進計画の中間評価を目的としたため、“自殺を考えたことがあるか”や、“身の回りに自殺者が居るか”などといった、「自殺」に関して踏み込んだ項目は設けませんでした。

【こころのアンケート結果の概況】：

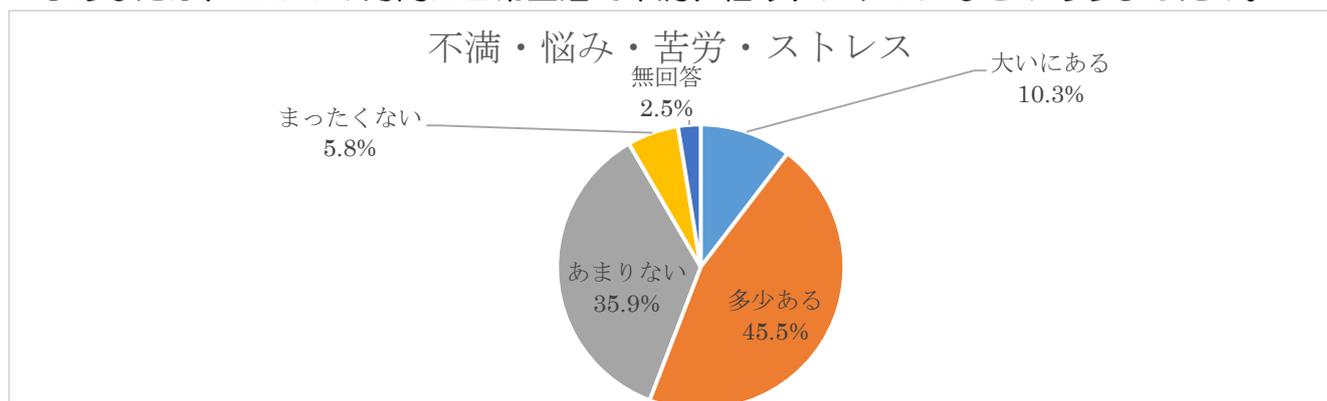
こころのアンケートでは、健康状態や自分自身のストレス解消法、自殺対策について質問を行いました。その結果、約9%の人が「こころの健康状態」を“健康ではない”と回答しています。また、「日常生活で不満・悩み・ストレスを抱える人」は、“大いにある・多少ある”と回答した人が約55%と、“まったくない”と回答した人の約6%を大きく上回っています。その理由は、多い順から家庭問題・勤務問題・健康問題となっていました。しかし、「普段からあなたの心配や悩みなどを受けとめて、耳を傾けてくれる人はいますか」との質問に対して、多くの住民が“家族”や“友人”と回答していた反面、約1割の人は“いない”と回答していました。

さまざまな悩みや心配事などを抱えている方のために相談窓口等の周知は自殺対策において重要ですが、相談窓口等を案内する「こころの電話帳」や宮崎県ホームページや情報サイトについての周知が十分でなく、より効果的な情報発信を展開する必要があるといった課題等も、こころのアンケート結果から明らかになりました。

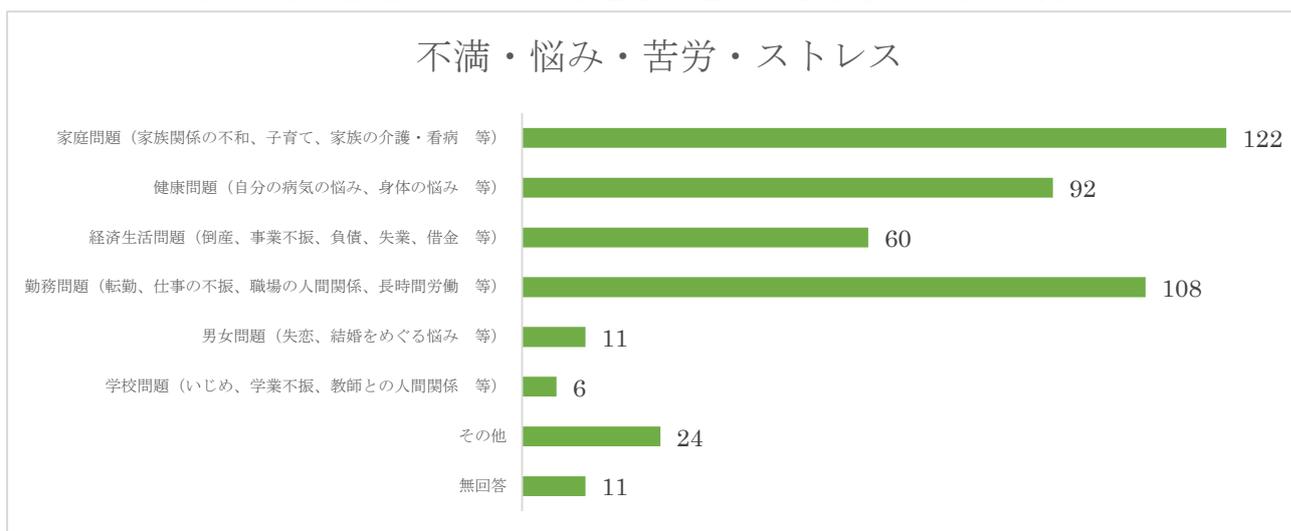
○現在の自分の「こころ」の健康状態をどう思いますか。



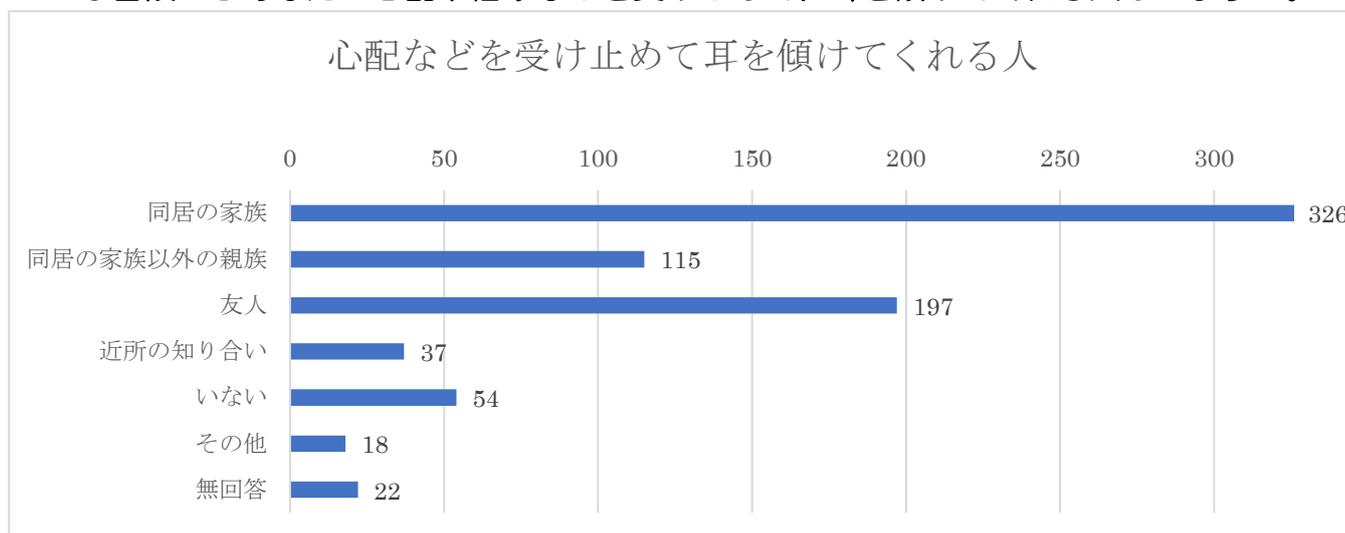
○あなたは、この1か月間に日常生活で不満、悩み、ストレスなどがありましたか。



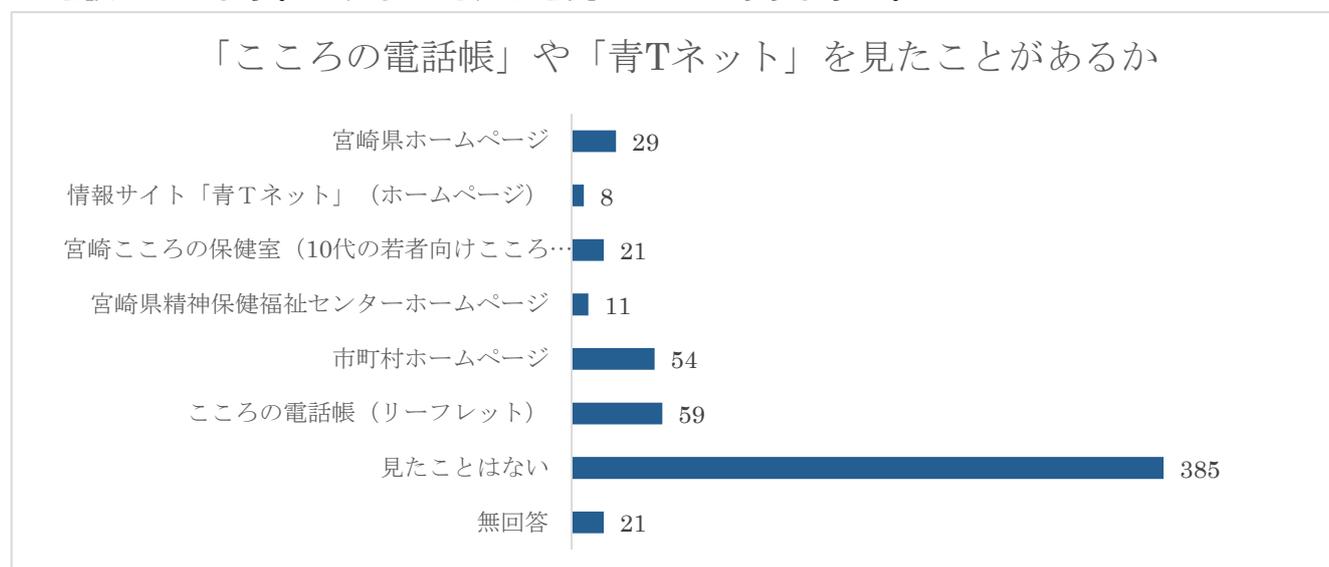
○不満、悩み、苦勞、ストレスなどは、どのような事柄が原因ですか。



○普段からあなたの心配や悩みなどを受けとめて、耳を傾けてくれる人はいますか。



○宮崎県では、さまざまな悩みや心配ごとなどを抱えている方のために、相談窓口等を案内するリーフレット「こころの電話帳」や宮崎県民向け情報サイト「青Tネット」等を設けています。これまでそれらを見たことがありますか。



4 支援が優先されるべき対象群

平成25～29年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターが示した「地域自殺実態プロファイル」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。また、この属性情報から、町において推奨される重点施策として、「勤務・経営」「無職者・失業者」「生活困窮者」に対する取組が挙げられました。

■地域の自殺の特徴

・宮崎県新富町の自殺者数はH25～29 合計 17 人（男性 12 人、女性 5 人）（自殺統計（自殺日・住居地））

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計）、公表可能）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 * (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40～59 歳有職独居	3	17.6 %	288.3	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
2位:男性 40～59 歳有職同居	3	17.6 %	35.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59 歳無職同居	2	11.8 %	338.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性 60 歳以上有職同居	2	11.8 %	36.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:女性 60 歳以上無職同居	2	11.8 %	20.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

出典：自殺総合対策推進センター作成 地域自殺実態プロファイル

第 3 章 新富町の自殺対策の 8 本柱

新富町では、町の自殺実態やこころのアンケート結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない自分が自分らしく生活できる新富町」の実現を目指して、主に以下の8つの施策を展開していきます。

《新富町の自殺対策8本柱》

- 1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 6 勤務者・経営者に対する支援の強化
- 7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化
- 8 その他、「生きる支援関連施策」の実施

これらの施策のうち、1～5の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

一方、6・7の取組は、町において特に自殺の実態が深刻である「壮年期」、また、自殺のリスクを抱えている失業者や無職者、生活に困窮する方々に焦点を絞った取組です。これらの取組については、自殺総合対策推進センターが作成した新富町の「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に支援を展開する必要があるとされています。

第 4 章 自殺対策の展開

- 1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

国・地方公共団体・関係団体・民間団体・企業・住民等と相互に連携・協働し、ネットワークを強化します。

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国・地方公共団体・関係団体・民間団体・企業・住民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

- 1) 庁内におけるネットワークの強化

町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携するため、課長会等を活用し総合的かつ効果的に推進していきます。
(いきいき健康課・総務課)

2) 町民を巻き込んだ自殺対策の推進体制の強化

自治会との連携強化：自治会は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る、地域のつながりの基盤です。区長会の議題で自殺対策を取り上げるなどし、自殺対策における自治会との具体的な連携の方法を検討していきます。

(いきいき健康課・総務課)

自殺対策ボランティア団体との連携強化：住民の自発的なボランティア団体と連携をとり協働しながら、自殺防止のための啓発活動を強化します。

(いきいき健康課)

3) 宮崎県や関係機関とのネットワークの強化

宮崎県が実施する町民のさまざまな悩みにワンストップで対応できる総合相談会を周知します。また、この相談会に相談員として参加した精神科医や弁護士、保健師等の各専門家と、日常的な相談支援時にも連携できるよう、関係構築を図ります。

(いきいき健康課)

4) 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

(1) 生活困窮者自立支援事業（自立支援事業）との連携強化：自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い、生活に困窮する住民を関係機関が連携して支援できるよう、福祉課・新富町社会福祉協議会等と合同の研修会を開催したり、ケース検討会を行います。(いきいき健康課・福祉課)

(2) 保護を必要とする児童を支援する事業との連携強化：要保護児童地域対策協議会の機能を強化し、各関係機関と連携することにより、支援対象者に対して効果的な支援策を検討・実施していきます。(いきいき健康課・福祉課)

※要保護児童地域対策協議会とは・・・要保護児童（①保護者のない児童 ②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 ③身体的・精神的虐待が認められたり、行動に問題のある児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議体。

(3) 自殺未遂者支援のための連携強化：自殺未遂者支援に対する警察・消防・医療・行政機関との連携強化について、高鍋保健所や西都児湯地域精神保健福祉協議会等を通じて検討を進めます。(いきいき健康課)

(4) ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

共通の相談票の導入：支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切れ目のない支援を実現できるよう、役場内関係課等が共通して使用できる相談票を作成・導入することを検討します。(いきいき健康課)

【評価指標】

項目	目標値
課長会での自殺対策についての協議	年1回以上
共通相談票の開発・導入	2019年度開発・2020年度より各課で利用

2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関りを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。自殺総合対策大綱においても当面の重点施策のひとつとして、『自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図ること』を掲げています。住民に最も身近な基礎自治体である役場職員がひとりでも多く、ゲートキーパーとしての意識を持ち、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場できることから進んで行動を起こすことが自殺対策につながります。また、住民をサポートする職員が心身ともに健康に働く環境を築くためには、職員自身が心身ともに健康であることを基本とし、さらに同僚や部下のこころの変化に早く気づき、悩みや不安を親身になって聴く力が必要です。人材育成については、地域における関係機関・関係団体・民間団体・専門家・その他のゲートキーパー等の連携を促進します。また、関係者間の連携調整を担う人材の養成を図り、地域における関係機関や専門家と連携して課題解決などを行い、相談者の自殺リスクが低下するまで、自殺リスクを抱えている人へ寄り添う“伴走型”の支援を推進します。具体的には、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連領域の者、一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を確保します。

1) 新富町職員に対する研修およびストレスチェック

住民をサポートする職員が心身ともに健康に働くため、メンタルヘルス研修を定期的実施します。また、職員研修の中に、自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れます。具体的には、自殺のサインに気づいたときに、丁寧に傾聴し、必要な支援先につなげられるようなロールプレイの実践や、複数の悩みを抱えている人を適切な窓口につなぐために関係機関同士の連携を図る多分野合同研修等です。 (いきいき健康課・総務課)

「支援者」となる町職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ、具体的な方策を検討します。 (総務課)

2) 異なる分野における研修の枠を活用し、自殺対策について説明

以下の職員を対象とした各研修において、研修の一部の時間を活用して自殺対策について説明を加える機会を作ります。また、自殺対策をテーマとした研修を地域で開催する場合、受講を推奨します。 (いきいき健康課)

新富町町議会/区長会/消防団/民生委員・児童委員/居宅・介護サービスに従事する介護職員/障がい者福祉サービスに従事する職員/保育園・幼稚園職員/放課後児童クラブ職員/
新富町社会福祉協議会職員/地域包括支援センター職員/認知症サポーター/P T A役員/
図書館司書/人権相談員/なやみごと相談員/食生活改善推進員/母子保健推進員/
自殺対策ボランティア団体 等

3) 町民を対象とした研修

町民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

(いきいき健康課)

【評価指標】

項目	目標値
職員に対するゲートキーパー養成講習会	3年に1回 以上
民生委員への研修会	2年に1回 以上

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動・広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

1) 相談窓口を掲載したリーフレットの設置

役場 本庁・保健相談センター・新田支所・上新田サービスコーナーに生きることの包括的な支援に関するさまざまな相談先を掲載したリーフレット（以下、リーフレット）を設置することで、各種手続きや相談のため窓口を訪れた町民に対する情報周知を図ります。 (全 課)

成人式でのリーフレットの配布：新成人にリーフレットを配布し、実行委員や主催者側から新成人に対して、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる場所としてさまざまな相談支援機関があることを伝えます。 (生涯学習課)

2) 自殺対策に関する啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間中、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関する周知・啓発のため「保健センターだより」を作成し配布します。また、本庁舎ロビーや保健相談センター等においてポスター・パネルの展示やリーフレットの配布等を実施します。 (いきいき健康課)

3) 町内各地におけるリーフレットやポスター等の設置

総合交流センター きらり・文化会館・町内体育館・自治公民館・町内にある金融機関、公衆トイレ等に啓発用の資料を設置し、町民に対する周知を図ります。

(全 課)

総合交流センター きらり における啓発用ブースの設置：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、役場 本庁や総合交流センター きらりに自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルの展示やリーフレットの配布を行います。(いきいき健康課・生涯学習課)

4) 生涯学習講座等における啓発

生涯学習課の各種講座や各地区サロン活動などにおいて健康教育を行う場合、自殺対策についての内容も盛り込み、生きることの包括的な支援に積極的に取り組むとともに、相談窓口等のリーフレットを配布する機会を設けます。

(いきいき健康課・生涯学習課)

5) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

ホームページ・フェイスブックの活用：新富町公式ホームページや公式フェイスブックページから、宮崎県・新富町からのお知らせやイベントなどの情報提供を行います。また、宮崎県や厚生労働省のホームページとリンクすることで、生きることの包括的な支援（自殺対策）についての情報発信や町民への啓発を行います。

(いきいき健康課)

6) 自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの配布

役場 本庁・新田支所・上新田サービスコーナーの申請窓口にて自死遺族への支援情報が掲載されたリーフレットを設置します。(いきいき健康課・町民課)

【評価指標】

項目	目標値
保健相談センターだよりの発行	年3回
啓発リーフレットの設置	4箇所
総合交流センター きらり での啓発コーナー設置	年1回

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

1) 居場所づくり

高齢者等の居場所活動の推進：社会福祉協議会が実施している地区サロン活動や介護予防教室等と連動して、高齢者が孤立することのないよう居場所づくりを推進

していきます。

(福祉課)

2) ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの健康相談を行います。高鍋保健所や宮崎県精神保健福祉センターが実施する相談会や研修会を積極的に周知するとともに、本人・家族に寄り添い、一緒に相談会や研修会に参加します。(いきいき健康課)

3) 母子寡婦会等との連携や子どもが居る世帯の居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある単親世帯を対象とした交流会を支援します。また、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりについて検討します。

(福祉課)

4) 児童生徒への取組：町子ども会育成連絡協議会において、児童生徒の「生きる力」を高めるさまざまな取組を展開します。(生涯学習課)

5) 障がい者(児)への支援

新富町障がい者自立支援協議会において、障がい者(児)への支援について協議するとともに、各障がい者(児)地域活動支援センター等の関係機関と連携し、相談窓口の周知を図り相談支援体制を充実します。

障害支援区分認定を通じた支援と対応：障害支援区分認定調査の際に、障害福祉担当の職員が同行し、福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には支援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。

障がい者(児)の居場所づくり：地域で生活する障がい者(児)の日中活動の場として、地域活動支援センターの充実を図り、交流のできる場や居場所の確保を進めます。(福祉課)

6) 自殺未遂者等への支援

自殺未遂者支援のための連携強化：自殺未遂者支援に対する警察・消防・医療・行政機関との連携強化について、高鍋保健所や西都児湯地域精神保健福祉協議会等を通じて検討を進めます。(いきいき健康課)

7) 自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの配布

役場 本庁・新田支所・上新田サービスコーナーの申請窓口に自死遺族への支援情報が掲載されたリーフレットを設置します。(いきいき健康課・町民課)

8) 支援者への支援

介護を行う家族等の交流機会の推進：介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、家庭介護に携わっている方々の連絡会や交流事業などを行います。(福祉課)

【評価指標】

項目	目標値
自死遺族向けリーフレットの設置	4箇所
こむずカフェの実施	3箇所

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開していくためには、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とします。

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、自殺予防の知識を授ける特別なプログラムではありません。つらい気持ちに襲われた時、どうやって助けを求めたらいいか、友達が悩んでいたら、どうやって信頼できる大人につなげたらいいか、信頼できる大人はどこにいるかを学び、学んだことを発揮できる力を幼少期から身につけることが出来るよう支援します。なお、「SOSの出し方に関する教育」は、平成28年に改正された自殺対策基本法第17条第3項において明文化されているほか、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の1つとしても位置付けられています。

1) 若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知

宮崎県精神保健福祉センターが取り組む、インターネットのウェブサイトやメール等を活用した相談窓口を周知し、若年層が相談しやすい機会を周知します。また、行政や民間団体が実施するひきこもり・こころの健康相談やいのちの電話、町内外の相談機関窓口の周知をさらに強化します。

相談機関が掲載された資料の配布：児童生徒が多く集まる総合交流センター きらり や町内体育館に、自殺対策に関するポスター掲示やリーフレット設置を行い、児童生徒が相談窓口の情報を入手する機会を増やします。

(いきいき健康課・教育総務課・生涯学習課)

2) 妊娠・出産から就学後までの期間における、一貫した支援の推進

(1) 子育て支援関連の会議等との連携：要保護児童地域対策協議会や幼保小中連携事業などの子どもや子育て世帯への支援に関する会議等の議題において、若年層の生きることの包括的な支援（自殺対策）について議題に挙げることを通して、連携を強化します。(いきいき健康課・福祉課・教育総務課)

(2) 妊娠期・産後うつ病対策の推進：母子保健手帳交付時にアンケートを実施したり、こんにちは赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を活用することで、総合的に母親等の精神状態を把握し、うつ病の早期発見・早期治療を推進します。

産後ケア事業の推進：育児不安を抱える産婦を対象に、保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るための産後ケア事業

実施について検討します。

(いきいき健康課)

- (3) 妊娠期から就学期における支援者間の連携の推進：特定妊婦ケース会議や要保護児童地域対策協議会では、育児不安や虐待を抱える家庭など支援が必要な家庭への支援を協議しケースに応じた支援を行います。さらに、保育園や幼稚園、小中学校と連携し、子の状態に関わらず養育に困難（主に親の精神疾患等や生活困窮）を抱える家庭の把握を進め、支援の必要度を関係者間で協議・整理のうえ、個別支援を進めていきます。

(いきいき健康課・福祉課・教育総務課)

3) SOS の出し方に関する教育の推進

学校での授業の実施：宮崎県等が開催する「SOS の出し方に関する教育」についての研修会へ積極的に参加し、町内小中学校から「SOS の出し方に関する教育」の授業を要望された場合には学校と協力します。

学校外での実践：家庭教育学級（委託）や思春期講座・子ども会活動などのプログラムに「SOS の出し方に関する教育」を盛り込み、SOS の出し方を学校以外でも子どもたちに教える機会をつくることを検討します。

(生涯学習課)

新富町教職員、その他学校関係者への啓発：新富町教職員研修会において、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関する内容や「SOS の出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOS の受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。また、SOS に対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修への受講を促します。

(教育総務課)

保護者や子どもと関わる地域支援者への啓発：子どもと関わる地域支援者がSOS の受け手となれるよう、「SOS の出し方に関する教育」の取組について情報発信を行います。

(教育総務課・いきいき健康課)

4) 義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

民生委員や児童委員との連携強化：民生委員や児童委員との連携を推進し、ひきこもり状態にある若者等の情報を把握し、具体的な支援方法を検討します。

相談機関の周知：宮崎県や高鍋保健所、民間団体が実施する、ひきこもり・こころの健康相談やいのちの電話、町内外の相談機関窓口の周知をさらに強化します。

ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施：本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問（アウトリーチ）等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこもり状態にある人が他者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取組を、高鍋保健所等の関係機関と連携して実施します。

(いきいき健康課・福祉課)

【評価指標】

項目	目標値
「いのちを大切にできる教育」に取り組む学校数	4校
エジンバラ産後うつ病質問票の回答率	100%

6 勤務者・経営者に対する支援の強化

有職者に対して「生きることの阻害要因」を減らすとともに「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

新富町の平成25年～平成29年の期間における自殺者数17人のうち約65%が有職者です。その内訳は「被雇用者・勤め人」が47.1%で最も多く、「自営業・家族従業者」が17.6%となっています。自殺対策支援センターライフリンクが実施した「自殺実態1000人調査」（第5章5）によると、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きているとされています。有職者に関係する過労・仕事の失敗・職場の人間関係・身体疾患・うつ状態などをきっかけに、退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。また、平成26年度の経済センサス基礎調査によると、町内事業所の9割以上は従業員50名未満の小規模事業所ですが、そうした小規模事業所では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されます。さらに、自営業者を含む経営者の自殺の背景として経営問題が重要ですが、実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるができるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、そもそも自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込まれる有職者の多くはまさにこの反対の状況にあります。勤務・経営に関する自殺対策は働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺への対策の推進が「当面の重点施策」として追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっています。

1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、相談体制を強化する

長時間労働や過労、ハラスメントや職場における人間関係上のトラブル等、各種勤務問題にまつわる自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした各種事業を展開します。

- (1) 自殺のリスクが高い人は、心身面の不調や失業、家庭内の不和、多重債務等の深刻な問題を複数抱えているケースも少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的に支援するため、様々な問題の相談に一か所で応じることのできる総合相談会を開催します。(いきいき健康課)
- (2) 町内の事業所等の要請があれば事業所等に出向き、心身の健康保持・自殺予防の基礎知識等に関する講話を行うことで、職場にいる心身不調者に早期に気づき、対応ができる人材の養成を進めます。(いきいき健康課)
- (3) 事業所に対して、商工会経営指導員や専門相談員が巡回訪問・面接・電話等により、金融・税務・経営・法律等の相談に応じます。また、事業所向けの講習会を開催することを検討します。(産業振興課・いきいき健康課)

2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める

町内における事業所の多くが小規模であること、また、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策が遅れている等の実情を踏まえて、新富町商工会をはじめとした外部機関とも連携し、町内の事業所に対して、勤務問題の現状についての啓発を行うとともに、相談先情報の周知を進めます。

(1) お知らせ版に、各種助成金や研修会等を掲載し、町内に事業所を持つ雇用主に勤務経営に関連する様々な情報を提供することで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、各事業所内に問題を抱えた従業員がいる場合には、県の行う労働相談に関する研修会を案内するなど、適切な支援につなげるための情報提供を行います。
(産業振興課・いきいき健康課)

(2) 町内の事業所における事業主や衛生管理者、人事労務管理担当者等を対象に、労働関係機関の協力を得て、職場のメンタルヘルス対策、こころの病気や自殺予防の基礎知識に関する事業所向けの研修会を案内します。研修会を通じて心身の健康保持や自殺予防に関する基礎知識を学ぶことで、自他の状態を正しく知り、相談機関にかかる・つなぐ等の適切な対応ができる職場風土を醸成します。
(産業振興課・いきいき健康課)

(3) 事業所等に配布している広報誌や商工会HP等を通じて、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間、11月の過労死等防止啓発月間中、労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談先の周知等を行います。
(産業振興課・いきいき健康課)

3) 健康経営に資する取組を推進する

ワーク・ライフ・バランスの推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を通じて、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。

(1) お知らせ版に、各種助成金や研修会等を掲載し、町内に事業所を持つ雇用主に勤務経営に関連する様々な情報を提供することで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
(産業振興課・いきいき健康課)

(2) 事業所等に配布している広報誌や商工会HP等を通じて、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間、11月の過労死等防止啓発月間中、労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談先の周知等を行います。
(産業振興課・いきいき健康課)

【評価指標】

項目	目標値
町広報での啓発	年1回以上

7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

自殺の背景に大きく関与している「失業・無職・生活困窮者」への対策を推進します。

新富町の自殺された方の多くの背景には、「失業・生活苦・借金」が関与していると推測されます。生活保護受給者の自殺死亡率は、それ以外も含めた全国の平均値の2倍超であるなど（※）、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻です。生活困窮者はその背景として、虐待・性暴力被害・依存症・性的マイノリティ・知的障害・発達障害・精神疾患・被災避難・介護・多重債務・労働・介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。厚生労働省は平成28年7月、各自治体に向けて発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の中で、自殺の防止にあたっては「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。このように生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性を高めるための取組が、国を挙げて進められていることから、本町でも両事業の更なる連動性の向上を図っていきます。

※「第4回社会保障審議会生活保護基準部会」参考資料（平成23年、厚生労働省）

1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化するとともに、支援の担い手となる人材の育成を進め、生活苦に陥った町民に対する「生きることの包括的な支援」を強化します。

(1) 生活苦に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

① 自立相談や家計相談・就労支援・子どもに対する学習支援、住宅確保資金の給付等の、各種自立支援事業の実施に加えて、他課との情報共有や連携強化に向けたツールを導入することで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。（福祉課ほか）

② 全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率は5割を超えていることを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図るほか、支給対象者へのリーフレット配布を通じて、相談先情報の周知を進めます。また、支援対象家庭のうち自殺のリスクが高いと思われる保護者や、虐待の可能性が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。

（福祉課）

③ 能力があるにもかかわらず、高校・大学・専門学校への進学に関する学資の支弁が困難なものに対して奨学金を無利子で貸与します。また、奨学金の申請手続

き時の資料の中にリーフレット等を入れ込むことで、相談先情報の周知を進めます。
(教育総務課)

- ④ 経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し給食費・学用品等を補助します。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し、滞納金の回収を行う際に、あわせてリーフレット等を配布することにより、相談先情報の周知に努めます。
(教育総務課)
- ⑤ 求職者の中で生活に困窮した人を必要な支援機関へとつなぎます。
(全 課)

(2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
生活苦に陥っている人の中には、支援制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そのため本町は、行政側から対象者への働きかけを積極的に行うなど、支援につながるための体制を強化します。また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

① 徴収業務を担当する職員に対するゲートキーパー養成講座の実施

税金等の滞納者への徴収業務を行う職員や、窓口で納付相談に応じる職員・国民年金保険料の支払いについての相談に応じる職員・水道料金の徴収業務を行う職員・町営住宅料の徴収業務を行う職員に、ゲートキーパー養成講座を実施することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。
(税務課・水道課・都市建設課・いきいき健康課)

② 複数の問題を抱える人を早期に支援へとつなぐための取組の実施

ア 自殺のリスクが高い人は、心身面の不調や失業、家庭内の不和、多重債務等の深刻な問題を複数抱えているケースも少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的に支援するため、様々な問題の相談に一箇所で応じることのできる総合相談会を検討します。
(いきいき健康課)

イ 公営住宅への入居希望者のうち、生活上の問題を抱えていると思われる入居希望者がいた場合には、相談窓口を紹介する等の対応を進めることにより、生活状況が悪化する前の段階から支援へとつなげられる体制づくりを進めます。

(都市建設課)

ウ 新富町社会福祉協議会が実施する無料法律相談の周知を徹底し、自殺念慮の原因となっている問題に対して、法的な観点から対応を行うとともに、相談者を関係機関へと早期につなぐことにより、自殺事案の発生を未然に防止します。

(福祉課・新富町社会福祉協議会)

エ 精神科を受診しておらず、精神的な不調や不安を抱える本人または家族からの相談に、対応することで、地域住民の精神的健康の保持増進を図るとともに、精神疾患の早期発見と適切な治療の提供及び精神障がい者の社会参加の促進を図ります。
(いきいき健康課・福祉課)

③ 問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

対象者との様々な接点の構築・活用を通じて、問題が深刻化する前に支援へとつなげるための方策を展開します。

ア 地域の状況を熟知している民生委員児童委員を対象にした研修の中に、自殺対策の内容を入れ込むことにより、自殺のリスクを抱えた地域住民の早期発見と対応の推進を図ります。 (福祉課・いきいき健康課)

イ 地域の食生活を改善し、生活習慣病等の予防につなげる「食生活改善推進員」の養成講座や料理講習の中に、自殺リスクへの気づきや支援機関へのつなぎの方法等に関する内容を入れ込むことで、生活状況が悪化する前の段階で支援につなげられる体制づくりを進めます。 (いきいき健康課)

ウ 様々な相談・支援を行う新富町社会福祉協議会の職員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えた住民の早期発見及び支援の提供を推進します。 (福祉課・いきいき健康課)

(3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

各機関同士のスムーズな情報共有と連携の促進に向けたツールの導入

自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保金の給付等の各種自立支援事業の実施や、生活保護世帯への各種支援の提供にあたり、他課との情報共有や連携強化に向けたツールを導入することで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。 (いきいき健康課)

【評価指標】

項目	目標値
庁舎内ケース会議	年3回
社会福祉協議会職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	2021年度
居宅・介護サービスに従事する介護職員 } 対象としたゲートキーパー養成講座の実施 障がい者福祉サービスに従事する職員	2023年度

8 その他「生きる支援関連施策」の実施

前記7つの施策以外にも、様々な取組を展開します。詳細は第5章の「生きる支援関連施策一覧」をご参照ください。

第5章 参考資料

1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を

身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内

閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員との配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性暴力、性暴力被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員や専門家の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

3 「新富町健康増進計画」に関するアンケート（こころの健康編）結果

「新富町健康増進計画」に関するアンケート (こころの健康編)

I あなたご自身のことについてお伺いします。

問1	あなたのご職業は何ですか。該当するもの <u>1つだけ</u> に○をつけてください。 ア 勤めている（常勤） イ 勤めている（パート・アルバイト） ウ 自営業（事業経営・個人商店など） エ 農業 オ 専業主婦・主夫 カ 無職 キ 学生 ク その他（ ）
問2	現在、配偶者はいますか。該当するもの <u>1つだけ</u> に○をつけてください。 ア 未婚 エ 死別 イ 配偶者あり（同居） オ 離別 ウ 配偶者あり（別居）
問3	あなたの家族構成を教えてください。該当する方に○をつけてください。 ア 単身（一人暮らし） <u>イ 同居家族あり</u> ↓
同居されている方全てに○をつけてください。 ア 配偶者 イ 親 ウ 兄弟姉妹 エ 子ども オ 孫 カ 祖父母 キ その他（ ）	

II 悩みやストレスなどに関することについてお伺いします。

問4	現在の自分の「からだ」の健康状態をどう思いますか。該当するもの <u>1つだけ</u> に○をつけてください。 ア 健康である ウ 健康ではない イ まあまあ健康である エ わからない
問5	現在の自分の「こころ」の健康状態をどう思いますか。該当するもの <u>1つだけ</u> に○をつけてください。 ア 健康である ウ 健康ではない イ まあまあ健康である エ わからない
問6	あなたは、この1か月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。 以下の中であてはまるもの <u>1つだけ</u> に○をつけてください。 ア 大いにある（→問7に進んでください） イ 多少ある（→問7に進んでください） ウ あまりない（→問8に進んでください） エ まったくない（→問8に進んでください）

【問6の質問で「ア 大いにある」又は「イ 多少ある」と答えた方にお伺いします。】

問7 それは、どのような事柄が原因ですか。以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 家庭問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等）
- イ 健康問題（自分の病気の悩み、身体の悩み 等）
- ウ 経済生活問題（倒産、事業不振、負債、失業、借金 等）
- エ 勤務問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等）
- オ 男女問題（失恋、結婚をめぐる悩み 等）
- カ 学校問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係 等）
- キ その他（ ）

問8 普段からあなたの心配や悩みなどを受けとめて、耳を傾けてくれる人はいますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 同居の家族
 - エ 近所の知り合い
 - イ 同居の家族以外の親族
 - オ いない
 - ウ 友人
 - カ その他
- ()

問9 あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

- ア そう思う
- ウ どちらかというともう思わない
- イ どちらかというともう思う
- エ わからない

問10あなたが、日常生活での悩みやストレスを解消するために、よく行うことはなんですか。

以下の中であてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 音楽（カラオケを含む）
- イ 身体を動かす
- ウ テレビや映画をみたり、ラジオを聞いたりする
- エ 食べる
- オ 寝る
- カ 人と話をする
- キ 買い物
- ク お酒を飲む
- ケ たばこを吸う
- コ パチンコなどのギャンブル・勝負ごとをする
- サ 旅行やドライブ
- シ インターネット（ネットサーフィン等）
- ス スマホゲーム（スマートフォンでのゲーム）をする
- セ その他（ ）
- ソ 特になし

問12 あなたの、ここ1か月間のおおよその平均睡眠時間はどれくらいですか。以下の中から最も近いもの1つだけに○をつけてください。

- ア 2時間未満
- エ 6時間以上～8時間未満
- イ 2時間以上～4時間未満
- オ 8時間以上～10時間未満
- ウ 4時間以上～6時間未満
- カ 10時間以上

問 13 仮に、あなたが、よく眠れない日が2週間以上続いたら、医療機関を受診しますか。以下の中であなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

- ア 受診しない
- イ 精神科など*の専門の医療機関を受診する（※精神科など・・・心療内科を含む）
- ウ かかりつけの内科などの医療機関を受診する

Ⅲ うつ病や自殺についてお伺いします。

問 14 あなたは、下記にある「うつ病のサイン」を知っていましたか。それとも、知らなかったですか。この中から1つだけに○をつけてください。

- ア よく知っていた
- イ 少しは知っていた
- ウ 知らなかった

「うつ病のサイン」

○自分で感じる症状

憂うつ、気分が重い、何をしても楽しくない、興味がわかない、イライラする、眠れない、いつもよりかなり早く目が覚める、決断が下せない、悪いことをしたように感じて自分を責める、死にたくなる など

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える など

○身体に出る症状

食欲がない、体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛や肩こり、動悸、胃の不快感、便秘がち、めまい、口が渇く など

問 15 仮に、あなたが自分自身の「うつ病」のサインに気づいたとき、自分から精神科などの専門の医療機関へ相談しに行こうと思いませんか。それとも、思わないですか。この中から1つだけに○をつけてください。

- ア 思う
- イ 思わない
- ウ わからない

問 16 宮崎県の平成 27 年の自殺者数は 255 人で、これは交通事故死者数の約 5 倍の数になり、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は全国ワースト 3 位と非常に高い水準にあります。また、宮崎県の自殺者を男女・年齢別に見ると、男性の働き盛り世代（30～60 歳代）が最も多い状況です。あなたは、毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていますか。

- ア 知っている
- イ 知らない

問 17 宮崎県では「ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか？」を合言葉に相談先等の普及啓発を行っていますが、あなたは、これまでにこのような合い言葉を見たこと、聞いたことがありますか。

- ア ある
- イ ない

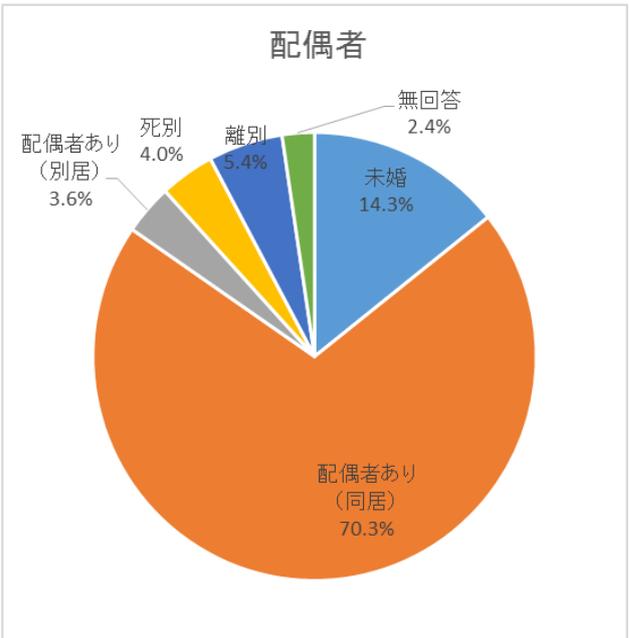
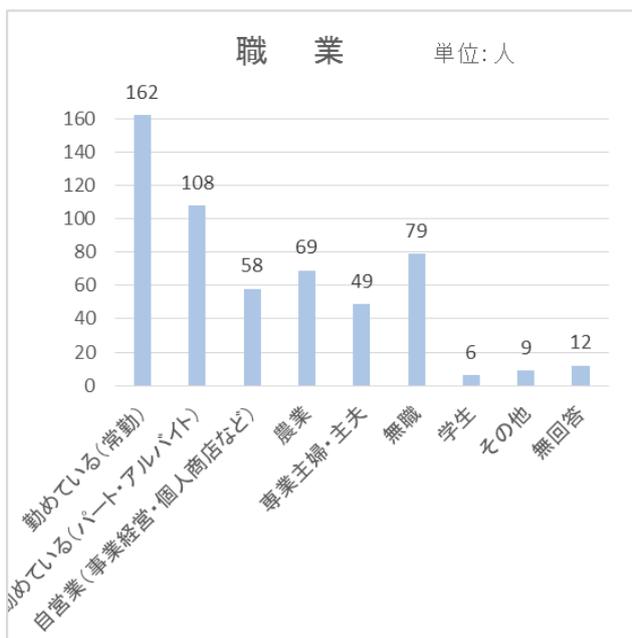
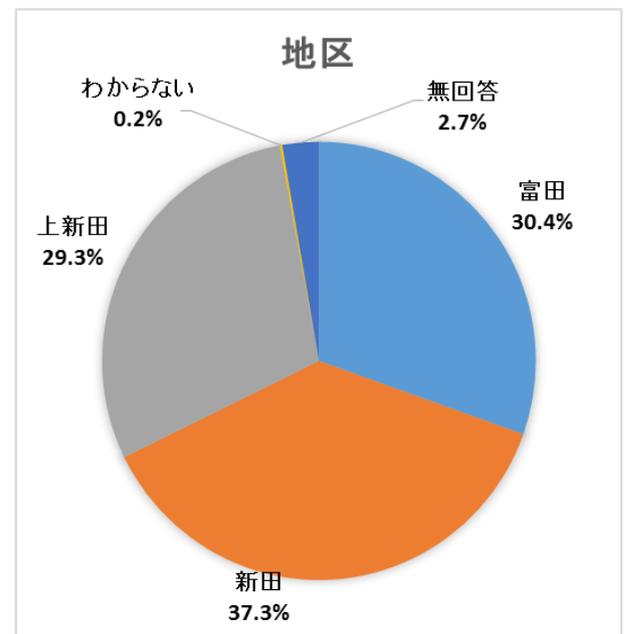
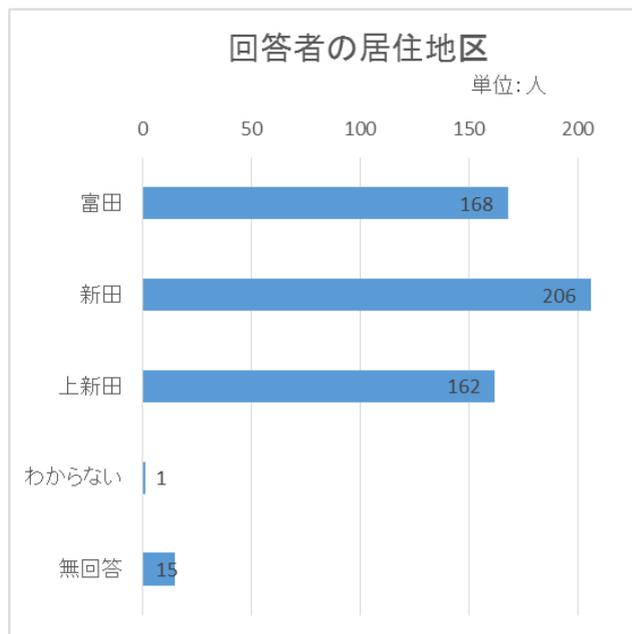
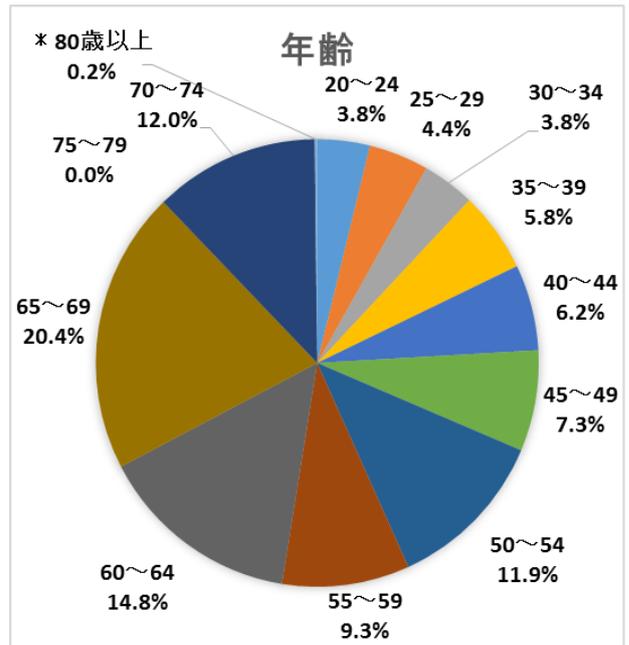
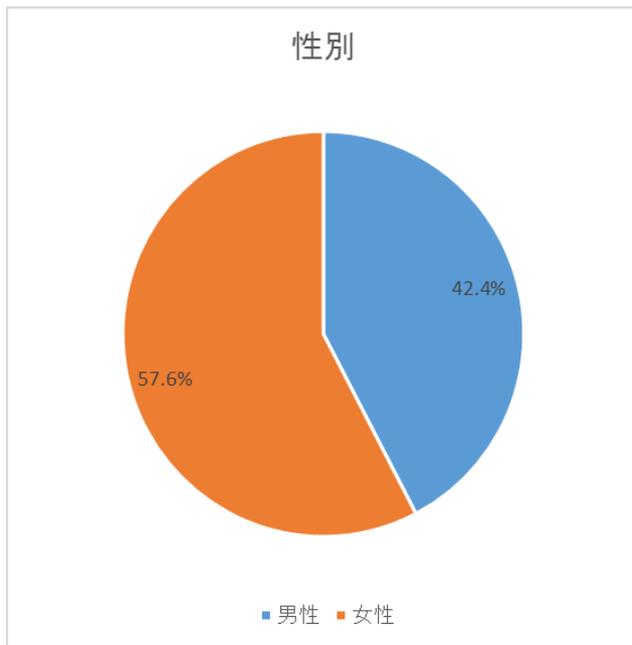
問 18 宮崎県では、さまざまな悩みや心配事などを抱えている方のために、相談窓口等を案内するリーフレット「こころの電話帳」や宮崎県民向け情報サイト「青 T ネット」

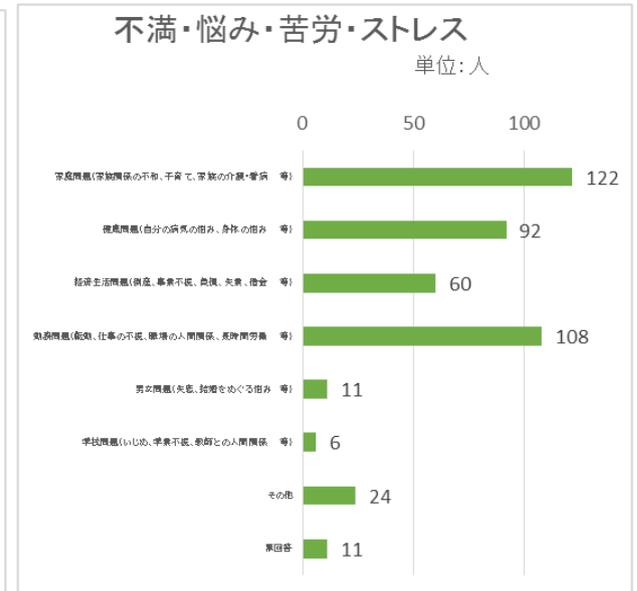
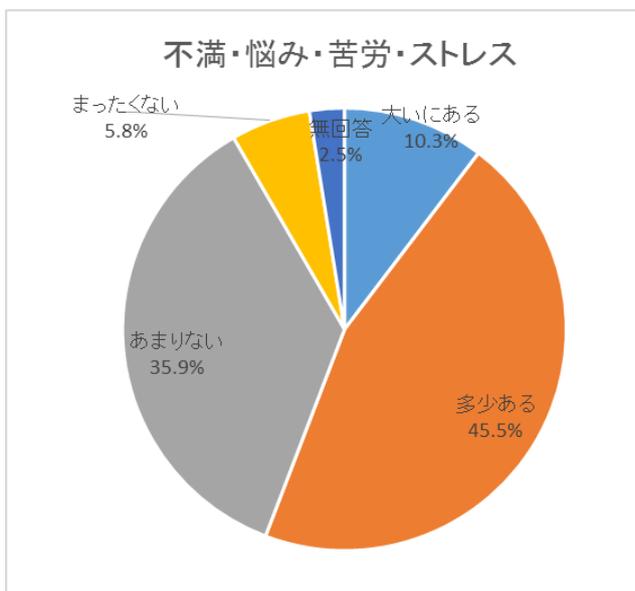
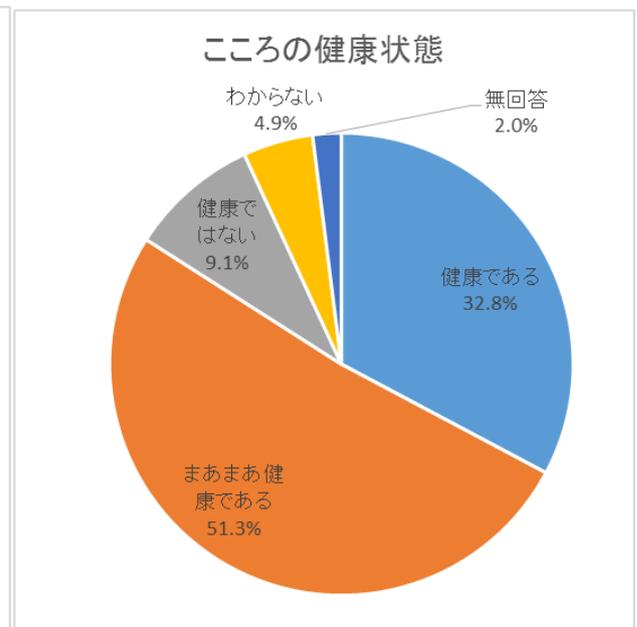
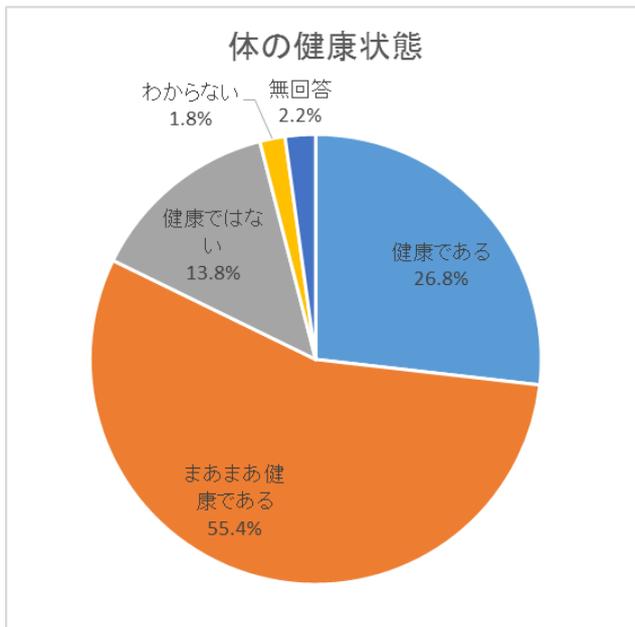
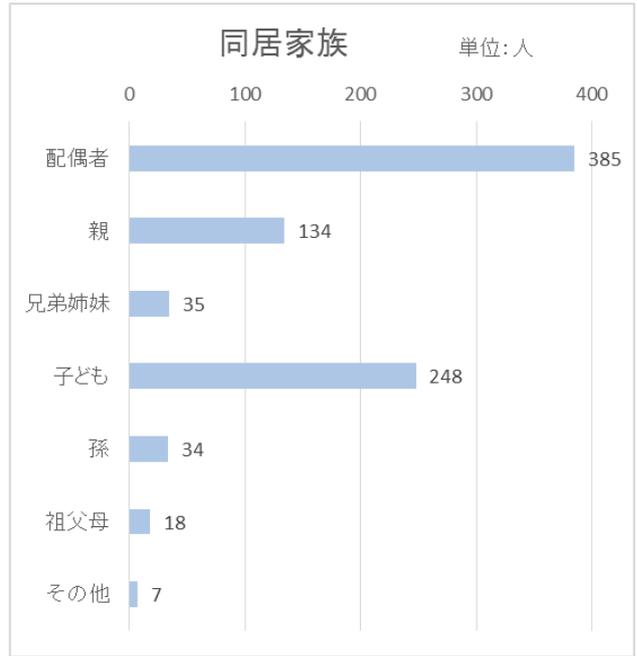
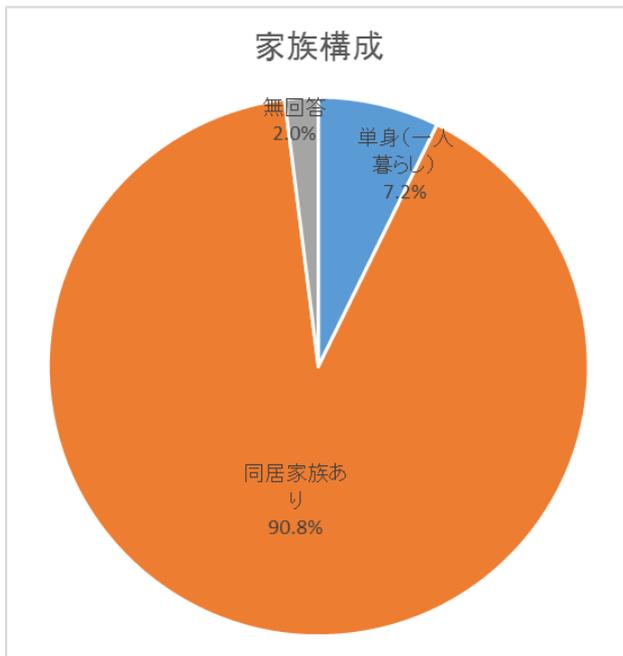
等を設けています。これまでそれらを見たことがありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

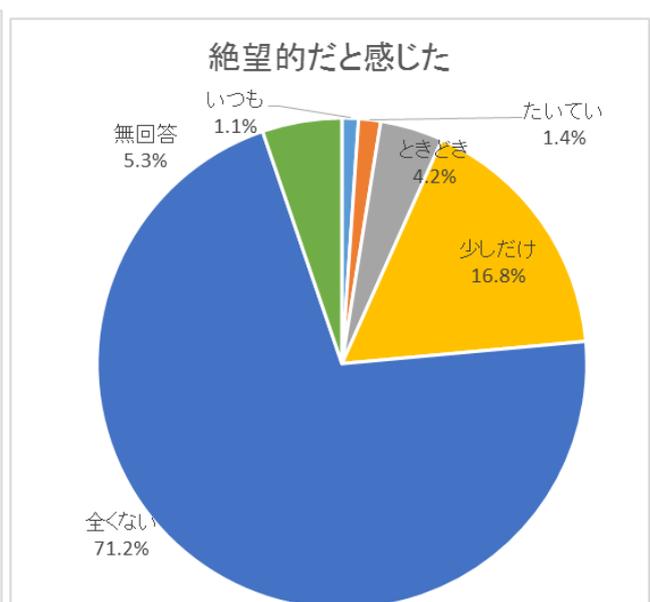
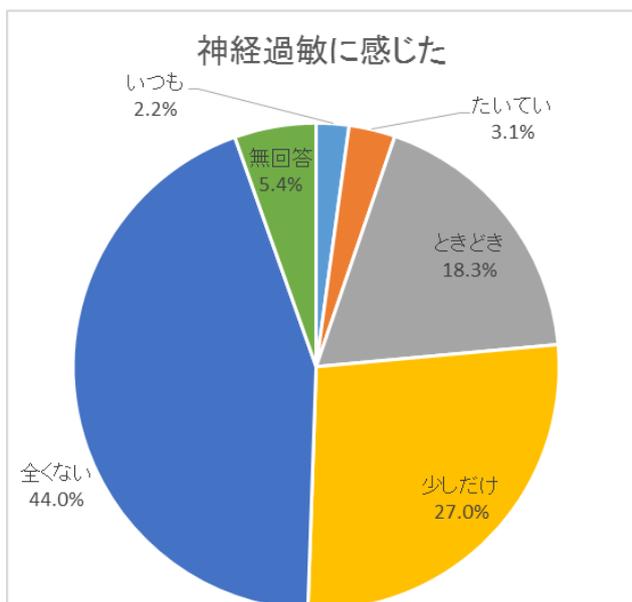
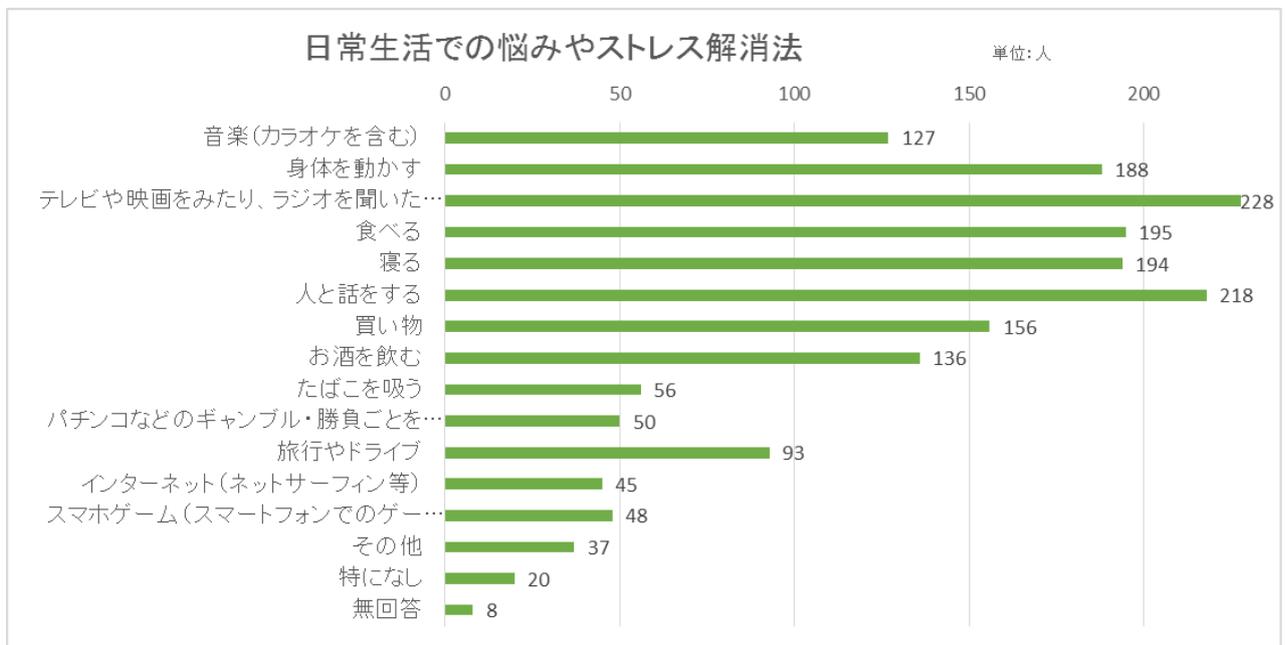
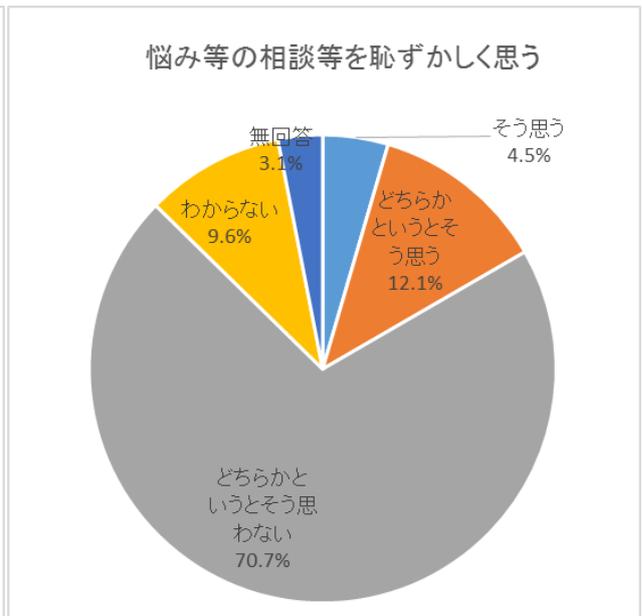
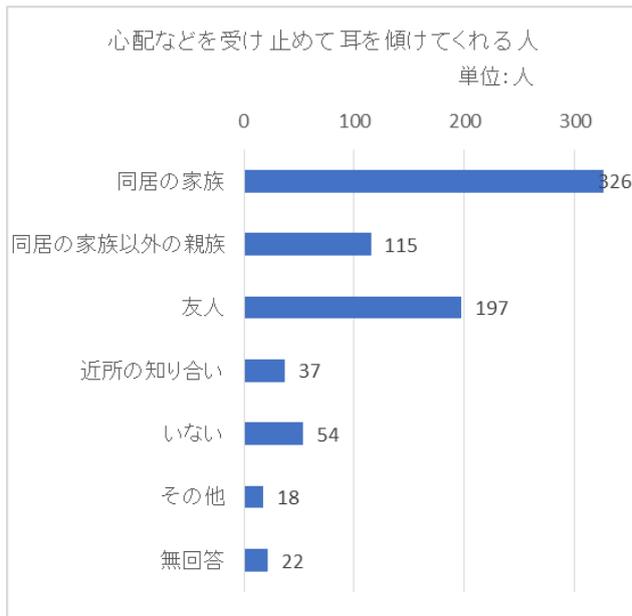
- ア 宮崎県ホームページ
- イ 情報サイト「青Tネット」(ホームページ)
- ウ 宮崎こころの保健室(10代の若者向けこころの健康応援サイトホームページ)
- エ 宮崎県精神保健福祉センターホームページ
- オ 市町村ホームページ
- カ こころの電話帳(リーフレット)
- キ 見たことはない

問 19あなたがこころの悩みの相談をしたいと思った場合、相談先の情報をどのように得ますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

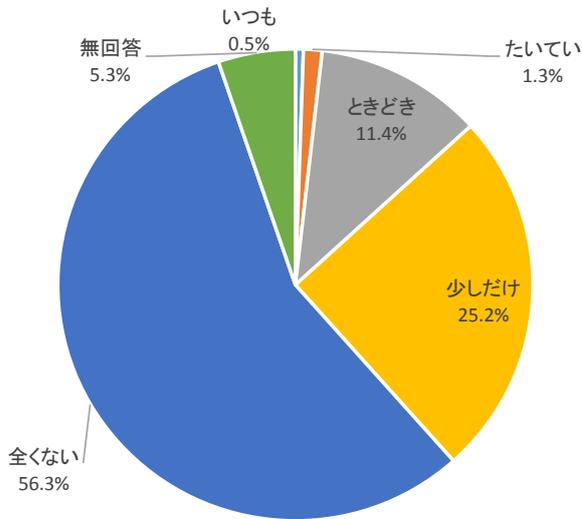
- ア 新聞
- イ テレビ
- ウ ラジオ
- エ インターネット
- オ 電話帳(ハローページ)
- カ 行政機関に問い合わせる
- キ 広報誌を見る
- ク こころの電話帳など行政が発行する相談窓口のリーフレットで確認する
- ケ 家族や友人、同僚等身近な人に聞く
- コ 調べない
- サ その他()



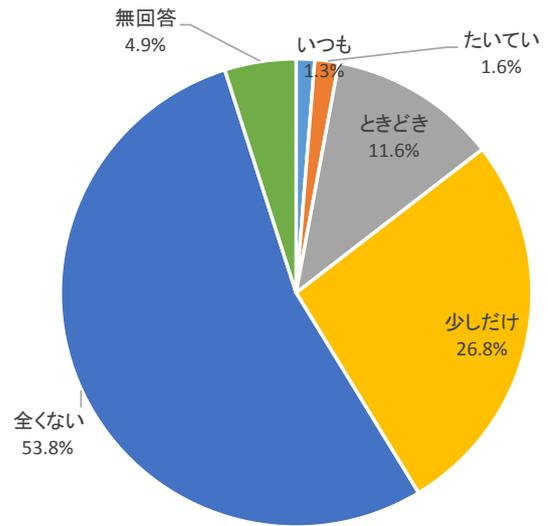




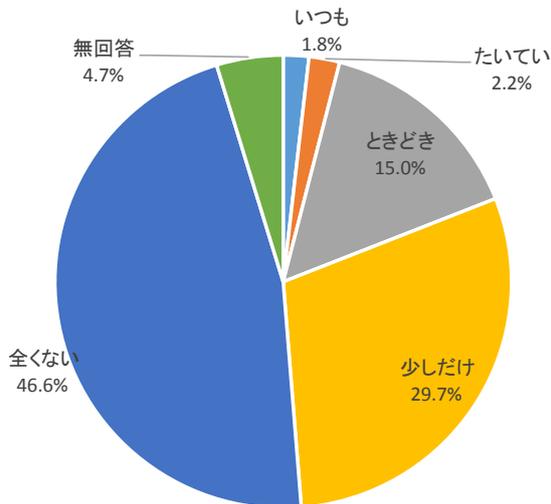
そろそろ落ち着かなく感じた



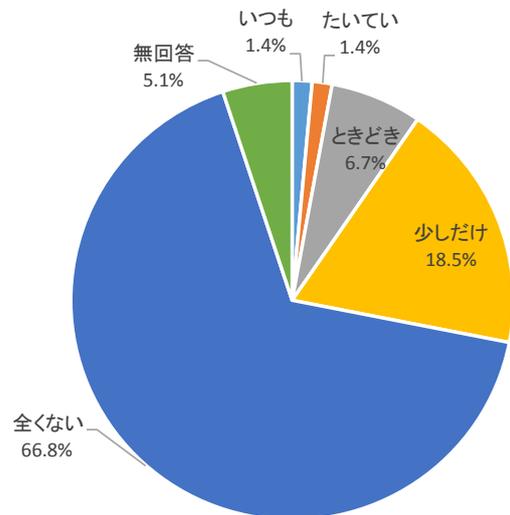
何がおこっても気が晴れないように感じた



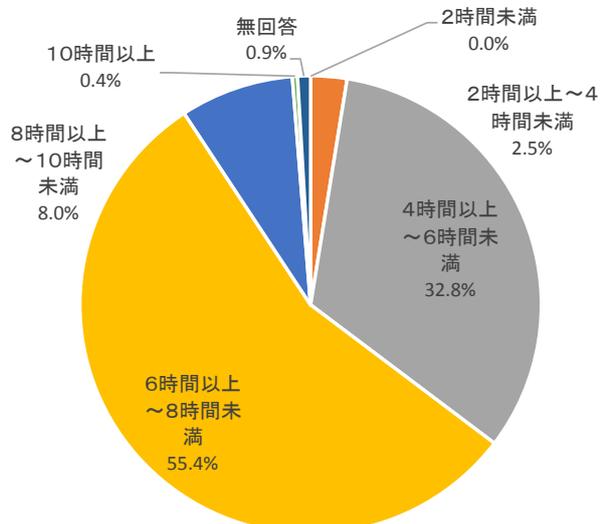
何をするのもおっくうだと感じた



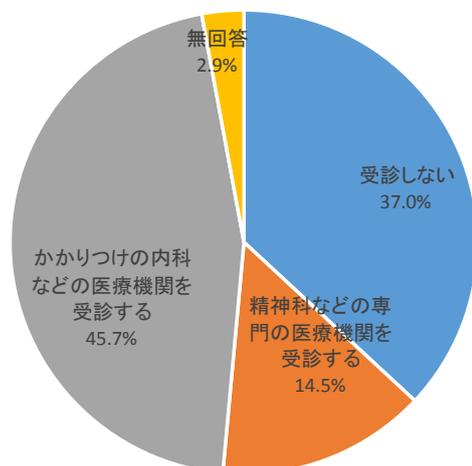
自分は価値のない人間だと感じた



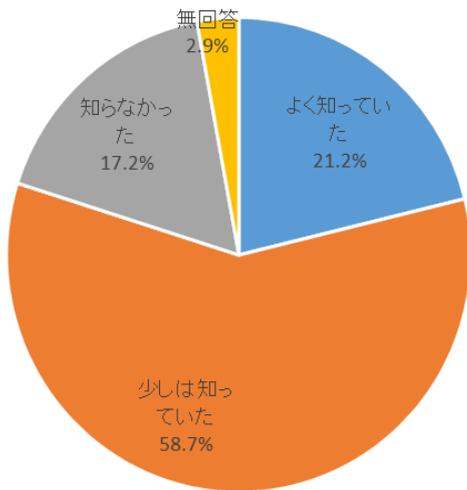
睡眠時間



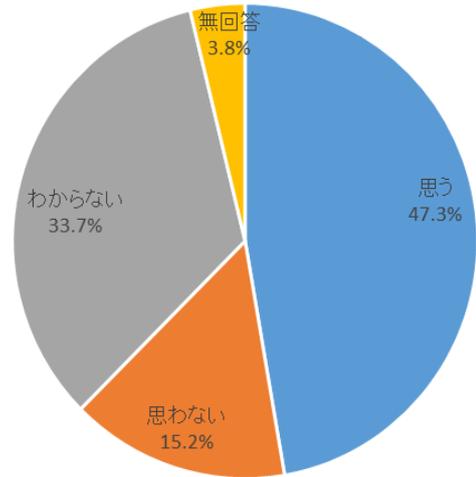
よく眠れない日が2週間以上続いたら医療機関を受診するか



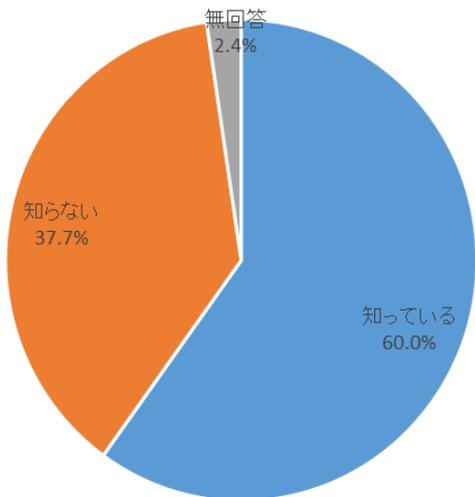
「うつ病のサイン」を知っていたか



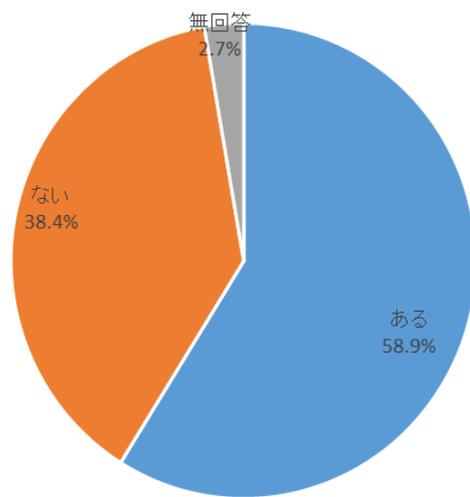
「うつ病のサイン」に気づいたとき、精神科などの専門の医療機関へ相談に行こうと思うか



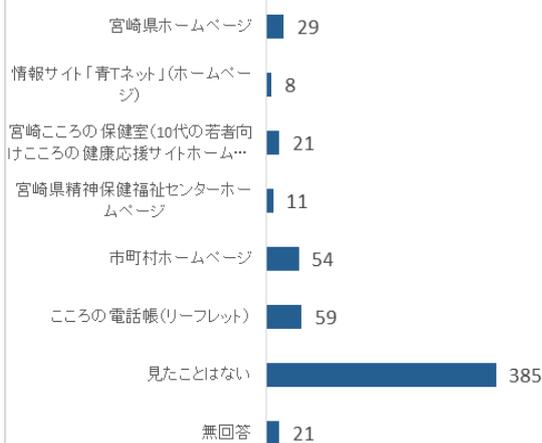
毎年、多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていたか



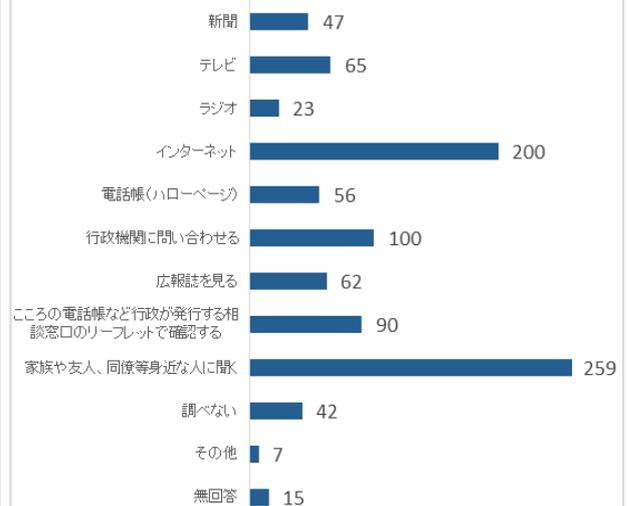
合い言葉を聞いたことがあるか



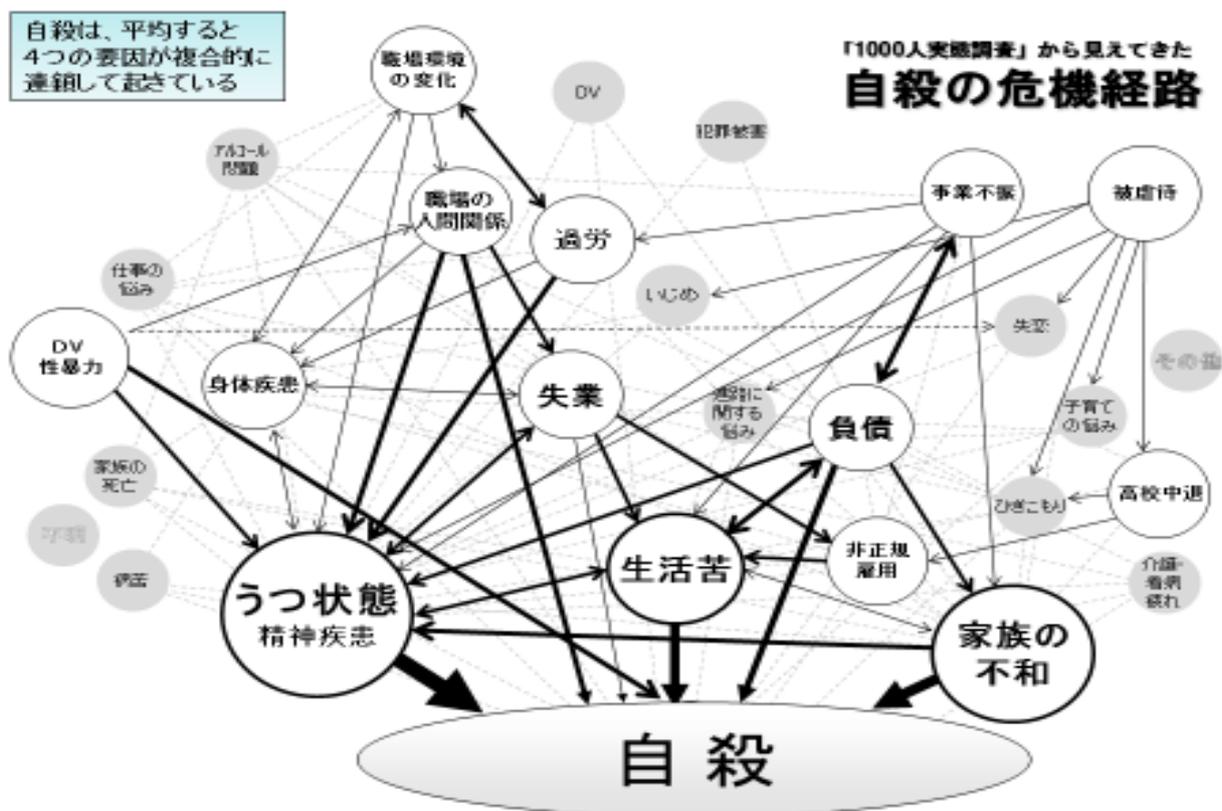
「こころの電話帳」や「青Tネット」を見たことがあるか 単位:人



こころの悩みを相談したいと思った場合の相談先の情報の入手方法 単位:人



5 NPO法人 ライフリンク 「1000人実態調査」から見えてきた自殺の危機経路



5 生きる支援関連施策一覧

《新富町の自殺対策8本柱》

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 地域・役場組織内におけるネットワークの強化 | ネー1 |
| 2 | 自殺対策を支える人材の育成 | 育ー2 |
| 3 | 住民への啓発と周知 | 啓ー3 |
| 4 | 生きることの促進要因への支援 | 促ー4 |
| 5 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | Sー5 |
| 6 | 勤務者・経営者に対する支援の強化 | 勤ー6 |
| 7 | 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化 | 失ー7 |
| 8 | その他、「生きる支援関連施策」の実施 | 生ー8 |

【総務課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	行政の情報提供・広聴に関する事務 (広報等による情報発信)	○自治体のホームページ/フェイスブックによる情報発信をする。 ○広報誌等の編集・発行する。	啓ー3
2	人権啓発広報	○毎月発行の広報しんとみにおいて、人権に関する広報啓発を行う。	啓ー3
3	新任研修 昇任時等研修 職員研修寺子屋 メンタルヘルスセミナー	○役場職員が自ら研鑽し、培った知識または能力を後進に伝え、育成を促し、さらに指導することを通して自らが成長し、町職員の人材育成を図り、町政の更なる発展に寄与することを目的とし、職員研修として「職員寺子屋」を実施する。	勤ー6
4	メンタルヘルスカウンセリング 職員健康診断	○毎月1回産業カウンセラーによるカウンセリング ○毎年1回職員及び臨時職員等対象に実施する。	勤ー6
5	区長会の開催	○年3回区長会を開催する。	ネー1
6	くらしの便利帳	○町の窓口での各種手続きや防災・医療・福祉など、町民の皆様が必要とする行政情報に、歴史、観光、イベントなどの地域情報を掲載し、発行する。	生ー8
7	行政相談	○住民の相談(来庁・電話)を受け付ける。	失ー7
8	青パト巡回パトロール	○町内各小中学校の児童生徒の登下校時間に合わせて、青色回転パトロール車により、パトロールを実施し、安全安心の確保を図る。	Sー5

【財政課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	町民に分かりやすい庁舎環境の整備	○町民に分かりやすい各種相談窓口の案内板設置や相談をしやすい庁舎環境の整備を行う。	啓-3
2	自殺対策に係る普及啓発等の支援	○各課が自殺対策の普及啓発等を行う際の展示パネルの設置やカード、ティッシュ等の配布に関連して、場所の確保や備品・消耗品の確保を行う。	啓-3

【総合政策課】

No	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	地域創生に関すること	○人口減対策のための、移住定住・空き家対策（活用に関すること）、地域創生推進交付金事業、地域おこし協力隊事業を推進し、総合戦略を策定する。	生-8
2	長期総合計画の策定及び進行管理に関すること	○町の長期的な行政運営のための計画を策定し、事業計画の進行管理を行う。	促-4 生-8
3	事務事業評価に関すること	○長期総合計画に基づき、各年度毎に各課が行う事務について計画を策定させ、年度毎の評価を行う。	促-4 生-8
4	総合交通対策に関すること	○交通困難者対策のためのコミュニティバス運営を行う。	失-7 生-8
5	温泉健康センターサンルピナスの指定管理運営	○町民の健康増進のため、温泉健康センターサンルピナスを運営する指定管理者に業務委託する。	促-4 生-8
6	こゆ地域づくり推進機構への事業補助支援	○教育や福祉などさまざまな課題を解決することを目的としている、一般財団こゆ地域づくり推進機構が行う地域ブランディング事業を補助支援する。	促-4 生-8
7	地元スポーツチームによる活動への支援	○本町をホームタウンとするプロスポーツチーム（又は、プロを目指すチーム）による、町民・県民に「夢と感動」を提供する活動等に対し、必要な支援を行う。	促-4 生-8

【産業振興課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	○経営改善、安定を図るため、新富町商工会が各種セミナー等を実施する。	勤一六
2	商工業振興補助金	○商工業振興を図るため、創業や設備導入、人材育成、事業承継、新商品開発などに対し支援を行う。	勤一六
3	商工相談	○町や新富町商工会が窓口となり、創業や各種補助金等に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、商工業者の支援を行う。	勤一六
4	中小企業・小規模企業特別融資	○低利の融資あっせん ○信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の補助	勤一六
5	新規就農者及び農業後継者への支援	○農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行う。	勤一六
6	農業振興補助事業	○6次化、新規事業及び拡大事業等に対し、助成等の支援を行う。	勤一六
7	農業振興資金融資	○融資を必要とする農業者に対し、審査・承認を行うとともに、助成等の支援を行う。	勤一六
8	家畜伝染病防疫強化対策事業	○口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫強化対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図る。	勤一六
9	肉用牛・乳用牛振興対策事業	○肉用牛の優良繁殖雌牛確保。肉用牛肥育素牛地元購買促進、乳用牛の後継牛確保に対して支援を行う。	勤一六
10	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	○担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組む。	勤一六

【基地対策課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	基地対策事業 (補助事業) (補助金等)	○騒音対策・移転補償事業・周辺財産(土地)無償貸付・農耕に対する阻害損失補償 ○自治公民館補助金・テレビ受信料補助・激甚地区空調機器電気料補助金・激甚地区生活道路舗装工事	生-8

【税務課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	住民への相談事業 (徴収の緩和制度としての納税相談)	○住民の相談(来庁・電話)・税務相談を受け付ける。 ○住民から納税に関する相談を受け付ける。	失-7
2	嘱託職員費 保育料収納事業	○自治体税の徴収及び収納事務を行う。 ○保育料納入催告状や口座振替不能の際の納入通知書を送付するとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。 ○滞納整理の強化 保育料の滞納者の実態調査を実施し、収納業務を強化する。	失-7

【水道課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	水道料金徴収業務	○料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務を行う。	失-7

【議会事務局】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	議会報告・議会だより・議会活動報告会	○議会活動を町民に周知する。町政に反映するための意見交換会を開催する。	啓-3

【町民課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	住民基本台帳事務における支援措置	○配偶者暴力事案及びストーカー事案並びに児童虐待事案等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳閲覧等の制限を行う。	失-7
2	国民年金受付け相談	○国民年金の届書・申請書・基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	失-7
3	人権啓発事業	○人権意識を高めるための啓発を行う。	啓-3
4	消費者行政啓発事業	○消費者問題が複雑・多様化していることから、イベント開催時に消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行う。 ○消費者の安全と安心を確保するために、西都児湯消費生活相談センターと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行う。	失-7

【いきいき健康課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	葬祭費の支給	○国民健康保険被保険者の死亡に対し、一時金を支給する。	失-7
2	国保医療	○医療費に係る支払事務 ○各種届出の窓口事務	失-7
3	後期高齢者医療	○各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の事務	失-7

【いきいき健康課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	新富町健康増進計画（みんながふれあい笑顔がキラリ 健康しんとみ）推進事業	<p>○計画の取組 栄養・食生活,運動,休養,たばこ,アルコール健康増進月間（9月）に周知・広報</p> <p>○評価・次期計画の策定 2021年度評価を行い、次期計画を策定する。</p>	促-4
2	新任保健師育成事業	<p>○県が主催する段階別研修に積極的に参加し、キャリアアワードをスタートする。</p> <p>○保健師等がプリセプターとなり、実際の保健指導の現場において、必要な助言の提供等を通じて新任保健師を育成する。プリセプターは、新任保健師が地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導的責任を持つ。</p> <p>○実施内容 保健師業務の概要やオリエンテーション健康診査（乳幼児・1歳6ヶ月・3歳児等）、健康相談（成人・妊産婦・育児等）、健康教育（母子・成人・老人等）、健康教育や訪問指導等の指導案に関する指導、指導案の点検、デモンストレーション、実施の確認、評価、見直し</p>	育-2
3	こころの健康に関する出前講座の実施	○こころの健康について、依頼のあった団体へ講話を行い、うつ病やこころの健康についての普及啓発を図る。	啓-3
4	生活習慣病予防	○健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会を実施する。	促-4
5	高齢者受給者証交付時説明会	○高齢者受給者証交付時に健康講話を行う。	啓-3
6	母子保健事業 ・母子手帳交付等 ・母子保健推進員 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・乳幼児健康診査 ・のびのびランド ・もぐもぐ教室 ・フッ素塗布事業 ・保育園、幼稚園巡回相談	<p>○母子の健全な生活のために母子健康手帳交付、妊婦健康診査を行う。</p> <p>○母子保健推進員事業（乳幼児のいる世帯の相談を受けたり情報提供を行う）</p> <p>○生後4か月児までに対するこんにちは赤ちゃん訪問</p> <p>○乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診</p> <p>○健診後フォロー教室（音楽療法,保育相談,言語相談,心理相談）</p> <p>○取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する教室。</p> <p>○幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために、1歳6か月健診時、フッ素塗布受診券を発行し、フッ素塗布を行う。</p> <p>○保健師・発達障がい早期発見支援員が保育園・幼稚園を訪問し、園児の普段の様子を確認し、発達障がいの早期発見支援につなげる。</p>	促-4

【いきいき健康課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
7	精神保健 (精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進) (困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	○精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、保健師による相談を実施する。 ○困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	促-4
8	重複多受診者訪問指導	○重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき、保健師・看護師が訪問指導)	促-4
9	わかば健診・みつば健診・消防団健診	○20代、30代の国保被保険者、消防団加入者で健診を受診する機会のない方を対象に特定健診を実施する。	促-4
10	精神保健対策 (普及啓発事業)	○保健センターだより、こころの相談票配布	啓-3
11	食生活改善推進事業	○生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。 (食生活改善推進委員への委託事業)	啓-3 促-4
12	特定健診・がん検診・結核検診・予防接種	住民の健康増進、疾病の早期発見、早期治療を目的とし、特定健診、各種がん(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)検診、結核検診、予防接種を実施する。	促-4

【農地管理課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	障害防止事業 (排水路整備)	○大和洪水対策事業	生-8
2	農地防災事業・農地事業	○宮崎県単独土地改良事業 ○活力あるふるさとづくり事業 ○排水機場業務委託 ○排水路施設維持管理委託 ○団体営基幹水利施設管理事業 ○国営造成施設管理体制整備促進事業 ○土地改良事業 ○多面的機能支払交付金事業 ○農地耕作条件改善事業	生-8
3	町単独事業	○農道用事業 ○農業用資材事業 ○排水路事業 ○用地購入・農地に伴う委託事業	生-8
4	補助金および負担金事業	○各関連団体への補助金および負担金の歳出	生-8
5	農振管理事業	○農振部会 ○人農地問題解決加速化支援事業 ○農地中間管理事業	生-8

【農業委員会】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	機構集積支援事業 農業者年金事業 農業経営基盤強化事業 耕作放棄地対策事業	○各事業の支援事務 ○国有農地等管理事務	生-8

【都市建設課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	空家等対策事業	○危険な空き家等の除去等を推進し、あわせて町民の生命や財産の保護と生活環境の保全を図る。	生－8
2	環境フェスタ	○西都児湯クリーンセンターにて、年2回開催している廃棄物再利用、啓発イベント「環境フェスタ」を開催し、ごみの減量やリサイクルの推進啓発を行う。	生－8
3	狂犬病予防事業	○狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の接種率向上及び飼い犬の登録管理を行うことにより公衆衛生の保全及び公共の福祉の増進を図る。	生－8
4	塵芥処理事業	○ごみの不法投棄防止やごみの減量化、再利用化の啓発指導等を行い、生活環境を清潔にすることにより、自然環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	生－8
5	公営住宅管理業務	○公営住宅の管理事務を行う。	失－7
6	公営住宅家賃滞納整理対策事務	○公営住宅使用料の滞納分に対し、効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、臨戸訪問や収納相談等の事務を行う。	失－7
7	「都市公園」及び「いこいの広場」の管理事務	○「都市公園」及び「いこいの広場」の管理に関する事務 上記公園の維持補修に関する事務を行う。 上記公園の整備に関する事務を行う。	促－4
8	公営住宅建設事業	○住まいに困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。	失－7
9	道路・橋梁及び河川新設改良工事事業	○道路・橋梁及び河川の計画、実施等に関する事務を行う。	生－8
10	道路・橋梁及び河川維持管理事業	○道路・橋梁及び河川使用の適正化指導に関する事務を行う。	生－8

【生涯学習課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	町子ども会育成連絡協議会に関する事業	○子ども会の組織の活性化や宿泊体験活動やレクレーション大会、などの体験活動等の充実を図る。	ネー1 促ー4
2	新富町青年団連絡協議会に関する事業	○青年団の活動に対する支援 歩いてみらんね（ウォーキングイベント）の運営調整支援	ネー1 促ー5
3	町婦人連絡協議会に関する事業	○婦人会の活動に関する支援 ○資源物回収の広報 ○会員同士の交流会の支援調整等	ネー1 促ー6
4	町PTAに係る事業	○各小中学校が運営する町PTAの活動に関する支援	ネー1 促ー7
5	青少年の育成に関する事業	○子どもの体験活動に関する事業 ○中学生ボランティアに関する事業 ○青少年育成町民会議のに関する事務 ○青少年の声を聴く集い ○あいさつ運動	育ー2
6	家庭教育学級に関する事業	○各小中学校に家庭教育学級を委託 ○思春期講座	育ー2
7	成人式運営事業	○新成人者による実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進する。	啓ー3
8	社会教育の資料刊行に係る事務	○年間行事カレンダーの印刷	啓ー3
9	生涯学習推進本部会議に関する事業	○生涯学習推進本部に関する事務	促ー4
10	しんとみ生涯学習ウィークに関する事業	○しんとみ生涯学習ウィークの作品展示会 ○おためし教室の企画募集実施 ○芸能発表	促ー4
11	生涯学習講座	○総合交流センターや体育施設において各種講座を開催する。イベントの開催や、学習機会の提供等支援を行う。	促ー4
12	自治公民館連絡協議会に係る事業	○自治公民館連絡協議会総会及び研修会の開催	ネー1 育ー2
13	図書館管理運営等事業	○住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ○お話し会、ブックフェスタ等のイベント開催など教育・文化サービスの提供	育ー2 促ー4
14	文化会館に関する事業	○自主文化事業の開催 ○貸館事業	生ー8

【教育総務課】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	保幼小中連携事業	○保育園・幼稚園・小学校・中学校間で連携することで、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	促-4 S-5
2	小中学校読書推進事業 (小中学校一貫教育研究等事業)	○小中学校における全町的な読書活動の充実を目指し、各中学校区単位または全町での具体的共通実践事項等の企画・立案・検証を行う。また、学校読書サポーターを中学校区毎に配置し、読書環境の充実や町立図書館等の各関係機関との連携を図る。	促-4 S-5
3	部活動ガイドラインの作成	○各中学校の部活動の改善と充実を図り、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	促-4
4	広報活動事業 (ホームページによる情報発信含む)	○学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	啓-3
5	児童及び生徒の就学に関する事務	○特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	促-4 S-5
6	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	○経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ○特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	失-7
7	奨学金に関する事務	○奨学金に関する事務	失-7
8	いじめや悩みに関するアンケート調査の実施	○定期的にアンケート調査を実施し、児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握するとともに、学級経営や授業を改善する。	促-4 S-5
9	働き方改革に基づいた業務改善	○勤務に関するガイドラインを策定し、学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	勤-6
10	学校支援訪問による授業改善	○児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、学校支援訪問を中心に県教育委員会と連携しながら指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	育-2 S-5

【教育総務課】

No.	事業名【担当課】	事業概要	自殺対策の展開
11	生徒指導事例研究会の充実	○各学校に於いて全職員でいじめや不登校の事案に関する情報の共有化を図り、個別支援等を通じて、組織的にいじめの早期発見・即時対応・継続的な再発予防を図る。	S-5
12	スクールサポーター活用事業	○教育相談員（スクールサポーター）による子どもの教育上の悩みや心配事、生徒指導上の問題に関する相談を行う。	S-5
13	スクールソーシャルワーカー活用事業	○社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	ネー1 S-5
14	不登校児童生徒支援事業	○不登校児童生徒（公立学校に通う小中学生）を対象にした適応指導教室（けやき教室）を設置、運営する。	促-4 S-5
15	スクールカウンセラーの活用	○不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	促-4 S-5

【福祉課：高齢者福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	民生・児童委員事務	○民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	ネー1 育ー2
2	地域福祉推進事業	○地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地域福祉の推進に取り組む。	促ー4
3	保護司会補助金	○地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給する。	ネー1 育ー2
4	権利擁護の仕組みづくり	○福祉サービス等の相談受付 ○成年後見人制度利用者の相談受託等	失ー7
5	保健福祉総合相談・案内窓口 事業	○住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	啓ー3
6	生活支援体制整備事業 (地域包括支援センターに委託)	○生活支援ボランティアを養成し、生活で困りごとのある高齢者宅への家事援助等の生活支援をおこなう(有償ボランティア等) ○地域で無償・有償・利益に関係なく高齢者の困りごとを手助けしてくれる団体や個人で協議体をつくり連携しながら地域で支える。 ○誰でも気軽に立ち寄れる居場所の立ち上げを支援し、運営する団体の支援を行う。	育ー2
7	地域見守りネットワーク事業	○町民と接することの多い民間事業所等と連携することにより、子供から高齢者、障害者等見守られる人を特定せず、何らかの支援を必要とする方を社会全体で見守る体制を確保する。	ネー1
8	介護予防活動支援事業	○地域で自主的な介護予防を展開する教室等に対し、講師謝金の一部を助成(3B体操教室、ダンベル教室等)。	促ー4

【福祉課：高齢者福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
9	配食サービス事業	○在宅高齢者等に対し、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行う。	促-4
10	介護予防活動支援事業	○しんとみキラリ輝き体操教室に理学療法士・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、集団・個別指導を合わせて行う。	促-4
11	介護保険給付に関する事務	○居宅介護・施設、短期入所・地域密着型介護・相談支援	失-7
12	介護相談	○高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	促-4
13	高齢者への総合相談事業 (地域包括支援センター業務)	○高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	ネ-1 促-4
14	介護職員人材確保推進事業	○地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	育-2
15	介護者のつどい (介護者の会主催)	○介護する家族の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する(月1回)。	ネ-1 促-4
16	養護老人ホームへの入所	○65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	失-7
17	地域包括支援センターの委託	○高齢者実態把握・介護予防事業・権利擁護事業・ケア会議の開催	促-4

【福祉課：高齢者福祉】

No.	事業名【担当課】	事業概要	自殺対策の展開
18	認知症サポーター養成講座	○誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	ネー1 育ー2
19	認知症介護教室	○認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための講演や交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。	ネー1 育ー2
20	認知症カフェ	○認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	ネー1 促ー4
21	訪問・通所事業 (要支援者対象)	○訪問型サービスや通所型サービスを実施する。	促ー4
22	在宅医療・介護連携推進事業	○地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、児湯医師会を中心とし東児湯5町で「児湯医療介護連携室」を設置し、課題抽出から研修、連携を実施する。	ネー1 促ー4

【福祉課・社会福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	障害福祉計画策定・管理事業	○障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	促-4
2	日中一時支援事業	○障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	促-4
3	心身障害者福祉手当支給事務 難病患者福祉手当支給事務	○日常生活が困難な心身障害者（児）の社会参加のための手当を支給する。 ○日常生活が困難な難病患者への手当を支給する。	促-4 失-7
4	障害児支援に関する事務	○児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援	促-4
5	訓練等給付に関する事務	○自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	促-4
6	障害者訪問入浴事業	○重度の心身障害者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	生-8
7	障害者差別解消推進事業	○障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	生-8
8	地域自立支援協議会の開催	○医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	ネ-1
9	障害者虐待の対応	○障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	ネ-1 生-8

【福祉課・社会福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
10	障害者相談員による相談業務 (身体・知的障害者相談員)	○行政より委託した障害者相談員による相談業務	生－8
11	手話通訳者等派遣事業	○聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	促－4
12	ガイドブック作成事業	○障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	啓－3
13	路上生活者に対する事務	○緊急一時保護事業・自立支援事業	失－7
14	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	○自立相談支援事業	失－7

【福祉課・児童福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
1	乳幼児及び児童生徒医療費助成	○保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成	促-4
2	延長保育事業	○就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助	生-8
3	病後児保育事業	○病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、専用施設で一時的に保育する場合に補助。	生-8
4	一時預かり事業	○保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助	生-8
5	障がい児保育事業	○障がい児保育・教育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成	生-8
6	多子世帯保育料等助成事業	○安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学校（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上の子どもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）	失-7
7	地域子育て支援拠点事業	○乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	ネ-1
8	放課後健全育成事業	○就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る	S-5 生-8
9	しんとみ子育てサポート事業	○育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化	ネ-1
10	児童扶養手当支給事務	○児童扶養手当の支給	失-7
11	児童育成手当支給事務	○児童育成手当の支給	失-7

【福祉課・児童福祉】

No.	事業名	事業概要	自殺対策の展開
12	ひとり親家庭等医療費助成事務	○ひとり親家庭等医療費の助成	矢-7
13	新富町要保護児童対策地域協議会	○早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会を設置	S-5